

令和6年第1回大衡村議会定例会会議録 第3号

令和6年3月7日（木曜日） 午前10時開議

出席議員（11名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	10番 佐々木金彌
11番 石川 敏	12番 高橋 浩之	

欠席議員（1名）

9番 遠藤 昌一

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	早坂紀美江	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	佐野 克彦	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	亀谷 明美	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠 緋沙子 次長 小原 昭子 主事 残間 頼

議事日程（第3号）

令和6年3月7日（木曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 同意第 1号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第 5 号 大衡村下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 8 号 大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 9 号 大衡村私債権管理条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 10 号 大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 11 号 大衡村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 12 号 大衡村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 13 号 大衡村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 14 号 大衡村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 15 号 大衡村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 16 号 大衡村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議案第 17 号 大衡村地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議案第 18 号 大衡村都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議案第 19 号 大衡村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議案第 20 号 大衡村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 第21 議案第21号 財産の取得について
- 第22 議案第22号 令和5年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第23 議案第23号 令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第24 議案第24号 令和5年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第25 議案第25号 令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第26 議案第26号 令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第27 議案第27号 令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第28 議案第28号 令和5年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第29 議案第29号 令和6年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第30 議案第30号 令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第31 議案第31号 令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第32 議案第32号 令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 第33 議案第33号 令和6年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて
- 第34 議案第34号 令和6年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

午前10時00分 開 議

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

遠藤昌一議員、届出により欠席であります。

定足数に達しますので、これより令和6年第1回大衡村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番早坂美華さん、3番鈴木和信君を指名いたします。

日程第2 同意第1号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（高橋浩之君） 日程第2、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 提出者の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） おはようございます。

同意第1号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本村の固定資産評価審査委員会委員に欠員1名が生じたため、地方税法規定に基づき、令和7年6月30日までの残任期間の補欠委員として、蕨崎地区の齋藤 久氏の選任について同意を求めるものであります。

齋藤氏は、識見が高く、地域からの信望も厚い方でありますので、本村固定資産評価審査委員会委員、最適任者として選任いたしたく存じますので、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

これより、同意第1号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数です。

したがって、同意第1号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（高橋浩之君） 日程第3、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてと、日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） ここで、提出者の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 諮問第1号並びに諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明を申し上げます。

人権擁護委員の委員4名のうち、令和6年6月30日をもって3年間の任期が満了する千葉良紀さんと齋藤善弘さんの2名の委員が、今般、退任するに当たり、新たに候補者として委員を推薦いたすものであります。

諮問第1号の瀬戸洋一氏は、自衛隊職員から平成24年8月に大衡村役場職員として採用され、現在は総務課の防災担当の会計年度職員として地方自治等の発展に寄与されている方であります。

次に、諮問第2号の小川玲子氏は、昭和56年に社会福祉法人永楽会職員に奉職されて以来、42年間にわたり、障害福祉、高齢者福祉に携われた方であります。

お二人とも地域住民からの信望も厚く、温厚誠実で社会的経験も豊富な方であり、人権擁護委員適任者として推薦いたしたく存じますので、何とぞお認めをいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑・討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

これより、日程第3、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は被推薦者である瀬戸洋一氏を適任と認めることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数です。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については適任と認めることと決定いたしました。

日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は被推薦者である小川玲子氏を適任と認めることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数です。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については適任と認めることに決定いたしました。

日程第5 議案第5号 大衡村下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議長（高橋浩之君） 日程第5、議案第5号、大衡村下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。

それでは、議案書4ページをお願いいたします。

議案第5号、大衡村下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

大衡村下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明につきましては、10ページ以降の議案第5号別紙でご説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、下水道事業特別会計及び戸別合併処理浄化槽特別会

計を令和6年度から公営企業会計に移行することに伴い、必要となる条例を整備するものでございます。

内容につきましては、議案第5号別紙でご説明をいたします。

まず、第1条につきましては、下水道事業の設置について規定したものでございまして、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業及び戸別合併処理浄化槽整備事業を一つにした下水道事業を設置することについて定めたものでございます。

第2条は、法の財務規定の適用について定めたもので、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定のうち、財務適用等を適用することについて定めたもので、一部適用とするものでございます。

第3条につきましては、経営の基本について定めたもので、企業の経済性を発揮すること、また公共の福祉を増進するように運営することについて定めたもので、併せて第2項で公共下水道の処理区域と計画人口について、第3項で浄化槽事業の設置区域と排水人口の規定について定めたものでございます。

第4条につきましては、重要な資産の取得及び処分について定めたもので、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格が700万円以上の不動産、もしくは動産の買入れ、もしくは譲渡、または不動産の信託の受益権の買入れ、もしくは譲渡に係るものとして定めるもので、水道会計と同様とするものでございます。

次に、第5条につきましては、議会の同意を要する下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について定めたもので、職員の賠償責任の免除について議会の同意を得られなければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上のものとして規定するものでございます。

第6条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定めたもので、負担付きの寄附、または贈与の場合はその金額またはその目的物の価格が700万円以上のものについて、議会の議決を必要と定め、また、法律上、村の義務に属する損害賠償の額が50万円以上のものについて、議会の議決が必要と定めるもので、いずれも水道会計と同額に定めるものでございます。

第7条は、業務状況の説明書類の作成について定めたもので、第1項では業務状況説明書類の作成期限を、第2項では業務状況説明書類に記載すべき事項について定めたも

のでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

附則の2といたしまして、大衡村特別会計条例の一部改正といたしまして、大衡村下水道事業特別会計及び大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計を削るものでございます。

附則の3といたしまして、大衡村戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正といたしまして、題名から「設置及び」を削りまして、大衡村戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例に改めるものでございます。

附則の4といたしまして、大衡村戸別合併処理浄化槽の分担金に関する条例の一部改正といたしまして、先ほどの附則の3で改正いたしました条例の名称改正に伴い、関連項目を改正するものとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 内容については理解するところでありますけれども、一、二点確認したいと思います。

まず、普通、一般の条例でありますと、第1条には条例の目的とか趣旨という規定がなされるわけですが、今回は改めて事業の設置をするという規定見出しになっておりますけれども、この辺特別何か理由があったのかという点。

あと附則関係で説明がありましたけれども、一つはこの条例が制定されることによって公共下水道事業と戸別合併処理浄化槽に関するこの事業が、公営企業の一部が適用されて、会計が一本化されるという理解をしてよいのか。

それで、附則の3項は、設置を外すということは、従来あったこの戸別合併浄化槽に関する条例はあくまでも管理に関する規定の運用が目的の条例になるという理解でよろしいのか。

そして、附則の2項によって従来の下水道事業特別会計と戸別合併処理浄化槽会計が廃止されるという理解でよろしいのか、確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず1点目の第1条の関係につきましては、先ほどの質問と関連しますけれども、従来の条例が設置及び管理に関する条例から公営企業法に移行するというので、設置条例を定めるということでの今回の条例改正となりまして、第1条として設置の内容について規定したもので、標準条例に基づいて規定するものでござい

ます。

2点目のご質問で、一本化するというご質問ですが、ご質問のとおりで今回下水道事業会計と浄化槽事業会計を一つにして公営企業会計としての下水道会計ということで一本化するものでございます。

3点目の「設置及び」を削除することで管理条例になるのかということのご質問でございますが、ご質問のとおりでございます。

4点目の特別会計から下水道会計と浄化槽会計を削るというご質問でございましたが、これもご質問のとおりでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 理解しました。最後の4点目の特別会計条例の一部改正、2項でなされるわけですけれども、説明のとおり2つの会計が廃止されるということで、特別会計は残るのが2会計ということ。国保と介護保険事業の2会計ということで、よろしいのでしょうか。そこで質問したかったのは、後期高齢特別会計条例に後期高齢特別会計が、さっき見たらないんですけれども、それで2会計になるんですねという質問をしたいんですけれども、その点。今、3という合図があったんですけれども、以上の質問です。

議長（高橋浩之君） まず都市建設課長。答弁する方は。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 例規サポートを見ているんですけれども。

議長（高橋浩之君） どなたが答弁されますか。

ここで休憩をいたします。暫時休憩といたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時24分 再 開

議長（高橋浩之君） 会議を再開いたします。

答弁を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それではお答え申し上げます。

現在、後期高齢者医療につきましては、宮城県後期高齢者医療の広域連合において保険者となっております。市町村も保険者にはなってございますが、市町村で定める場合には、定める規定として義務づけられているものではなく、あくまでも運用する上で各市町村の保険者において定めることができるというものになってございます。本村におきましては、広域連合の定めに基づく運営を行っているということで、村の例規のほ

うには定めていなかったという形になると認識してございます。

よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） そういうふうの説明をいただきますと、なるほどと理解できます。ぜひ、これを契機といたしまして、隣大和町は特別会計条例に規定があります。郡内でも大郷はありません。そういう実情が総務課長答弁のとおりで正しいとは思いますが、その辺の確認と、毎年度予算決算で議会提案しているわけですので、やはりもう少し関心を持つ必要があるのかなと。今回、附則規定でそういう特別会計が2つになるんですねということで確認をさせていただきましたけれども、やはりその会計を担当する事業課として、都市建設で今回条例整理をしたゆえにどうなのかというやはりそういう関心を持つことも事務方としては必要かなというふうに考えますけれども、最後に村長の今後に向けた考えを伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、佐野議員がおっしゃるように、やはり今回この機会にやはり他の市町村ではあるところ、ないところ、このようなことでばらつきがあるということではやはりどれが正しくてどれが正しくないかということにもなりますので、今後、担当のほうは住民生活課になると思いますので、その旨をきちんと調べる形で対応してまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第6、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） おはようございます。

説明に入ります前に、本定例会より、一部改正条例につきましては議案書から改め文の掲載を廃止し、新旧対照表の掲載とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは議案書 8 ページをお願いいたします。

議案第 6 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

この後の議案第 8 号の条例改正案につきましても出てきますが、まず、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、育児休業している職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含める改正となります。

育児休業をしている職員の期末手当等の支給の規定であります第 7 条第 2 項並びに育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整の規定であります第 8 条において、会計年度任用職員を除いていたものを含める改正となっております。

9 ページをお願いいたします。

附則といたしまして、令和 6 年 4 月 1 日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） すみません。議運においても説明をいただいたそうです。あと、ただいま総務課長から説明がありました。要するに、今回からこういう議案書式に改めるといふ、事前に議会の事務局長からもそういう報告がありました。けれども、なぜこういう改めに至ったのか。公共団体が一般的に総務省あたりの動きによってそういう動きがあるのか。その辺、理由について確認、直接改正に関係しませんけれども、関連づけて質問したいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 今般のこの新旧対照表を掲載させていただく方法を取りましたのは、全国的にそういった定めがあってというわけではございません。今までの形ですと、改め文、そちらを改正の理由として読み上げる内容になっておりました。今般、別冊で用意しておりました新旧対照表を議案書の中に組み入れることによりまして、担当課長がご説明する際に新旧対照表をご覧になっていただきながら改正部分を確認していただ

けるものということで、議員の皆様方にも分かりやすく説明ができるのではないかという形でこの方法を取らせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 地方自治法の規定から、条例の改正とは議会の議決を必要とするというそういう条項があるわけですが、引用条項が。それらからの解釈でこのような組織、議会に提案する組織としてこのような形にすることは何ら問題ないと理解してよろしいか、最後に伺います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 書式といたしましては各自治体それぞれ定めているものではございますが、今般の議案書の様式につきましては近隣大和町でも同じような形で登載しておりますので、その方法を大衡村でも採用させていただいた次第でございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第7、議案第7号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それでは議案10ページをお願いいたします。

議案第7号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員につきましては、光熱水費等の費用負担が大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、新たに在宅勤務等手当が新設されたことを受けて改正するものであります。

在宅勤務等手当の月額額は3,000円とするものであります。

附則といたしまして、令和6年4月1日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第8、議案第8号、大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それでは議案書11ページをお願いいたします。

議案第8号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

議案第6号でも触れさせていただきましたが、会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給について加えるものでございます。

第14条の2第1項及び第2項につきましてはフルタイムの会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、第22条につきましてはパートタイムの会計年度任用職員の期末手当の規定ですが、以下この条及び次条第1項において同じと改めるものは、期末手当と、次のページをお願いいたします。新たに追加となる勤勉手当に係るものであります。

13ページをお願いします。

附則といたしまして、令和6年4月1日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

り)

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 大衡村私債権管理条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第9、議案第9号、大衡村私債権管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） おはようございます。

それでは議案書の14ページをお願いいたします。

議案第9号、大衡村私債権管理条例の一部を改正する条例について。大衡村私債権管理条例の一部を次のように改正するものです。

まず、今回の改正理由でございますが、平成30年の12月、今から約5年ほど前に制定いたしました現行条例におきましては、債権放棄ができる要件といたしまして事業の休止、失踪や行方不明、債権金額が取立て費用に満たない場合に限定しておりました。しかし、昨今、日常的に様々な問題といたしまして消滅時効、あるいは破産宣告、無資力、生活保護法の生活扶助などが発生している状況でございます。これらに該当する債権につきましては、現実的に請求権の行使が困難で、実質的に債権としての価値が消滅し、徴収不能でありますことから、実情に合わせまして効率的かつ的確な私債権管理を行うために一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第12条債権放棄の文言を整理するほか、第4号といたしまして、消滅時効に係る時効期間が経過したとき。第5号として、著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であるとき。第6号としまして、破産法、会社更生法等により債権について免責されたときの3項目を追加するものです。

次のページをお願いいたします。

附則についてです。施行期日は公布の日からとし、適用範囲といたしましてこの条例

の施行の際、現に発生している債権についても適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 1つ伺います。法改正後に、こういった判断をしなければならないわけですが、条項の。それらについてはどの機関でどのようにして判断するのか、基準というかそういったものを今の時点でどこでどの機関で判断する、相談するとかそういったものがあるのかどうかを含めてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 基本的にその債権の管理につきましてはそれぞれの担当課になります。ただ、担当課と、あとこの条例の所管課の税務課のほうで協議をしまして対応させていただくというようなことになります。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。山本信悟君。

1番（山本信悟君） 佐々木議員と同じ質問になります。

判断基準ですね、やっぱり。そこがいつかというのが一番疑問だと思います。例えば、本日より2年先とか2年前とか1年前というのも多分あるかと思えます。そういった部分の判断基準が必要ではないかなというふうに考えます。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 判断基準といたしましてはその債権の管理、まず督促状の発送、あるいは催告等といったそれぞれの手続を経まして、その結果、その条例に該当する事案が発生した場合についてはこの条例の規定に基づき債権放棄を行うというものでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 現行ではただし書がありまして、特別な理由があるときを除くとなっておりますが、改正後はその条文がなくなっておりますけれども、これは4から5にその特別な理由というようなことで含まれたというふうな理解でよろしいのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 現行の12条の規定につきましては特別な理由があるときを除くということで、新たな部分につきましては第4号でその内容について盛り込んでおりますので、これについては同様の内容というようなことでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） ちょっと今第4号に盛り込んでおるとい話ですけども、どこを見ればよろしいんですか。

議長（高橋浩之君） 改正後の案の（4）のその中に書かれていると私は理解したんですけども。もう一回。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 特別な理由というのは（4）から（6）に含まれておるんですかという私質問したんですけども、その答えとして、お話の中で（4）に含まれているということをお話したのかなということで確認させていただきます。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 鈴木議員がおっしゃるとおりでございます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）
質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について大衡村私債権管理条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第10、議案第10号、大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） おはようございます。

議案書16ページをお願いいたします。

議案第10号、大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の理由といたしましては、内閣府で公布により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準と、子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、地域

の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律改正で、本村には直接関係はありませんが、指定都市や中核都市において、認定こども園の認定や許可をしようとするとき、都道府県知事へ事前協議が必要とされておりました。

また、認定や許可後に改めて申請書の写しを送付するという手続があり、手続の重複が生じていたために、手続の簡素化と事務負担軽減を図る観点から、事前協議を事前通知に見直され、就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の項ずれの整備を行うものであります。

本村の条例においても整備するものでございまして、新旧対照表の特定教育・保育取扱方針規定、第15条第1項第2号中同条第9項を同条第10項に改めるものでございます。

17ページをお願いいたします。

基準府令第6条第2項中の同号が、本来指すべき法第19条第1号ではなく、同条第2号を指してしまうという問題を解決する不備を補正するものとして、本村条例特別利用教育の基準規定、第36条第3号中、第2項中の次に「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」を加えるものでございます。

18ページをお願いいたします。

附則の施行日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 17ページですけれども、線が引いてある下から2番目のところなんですけれども、「提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」とありますけれども、括弧を閉じる前にその括弧の始まりはどこにあるんでしょうか。以下の以の前に括弧があるのかなと思うんですけれども、違いますかね。お伺いします。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 今ご質問のあったところは下線部のところでよろしかったでしょうか。

ありがとうございます。下線部のところのところ括弧はないんじゃないでしょうかということで、下線部の3行目のところに、「育・保育施設」の後に括弧がございませ

て、そこから括弧が始まるということで認識しておりますが。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 大変失礼しました。こちらに括弧始まりがありましたので、分かりました。失礼しました。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 1 号 大衡村介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第11、議案第11号、大衡村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） おはようございます。

議案書につきましては、19ページをお開き願います。

議案第11号、大衡村介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、令和6年度から令和8年度までの3か年の第9期介護保険事業計画における保険料率を定めるものでございます。

第2条におきまして、令和3年度から令和5年度までを令和6年度から令和8年度までに改め、第1号の保険料3万6,000円から、次のページをお開き願います。第13号の19万円までに保険料の年額を定めるものでございます。

第2項のほうでございますが、低所得者に対する軽減賦課分で、軽減率に乘じ第1号が2万2,500円、第2号が3万8,400円、第3号が5万4,200円とするものでございます。

第4条第3項は政令の引用部分。「又は第8号ロ」を、「第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に改めるものでございます。

21ページをお開き願います。

附則でございますが、施行期日は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2条の経過措置につきましては、令和5年以前の保険料につきまして、従前保険料を適用する定めでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。石川 敏君。

11番（石川 敏君） 介護保険関係につきましてはさきの全員協議会で説明があったわけですが、今回改正提案ということで改めて質問いたします。

今回の新たな介護保険計画の中での介護保険料でございますけれども、今までですと第9段階までの区分けだったんですけれども、今回の改正後で13段階まで増えますね。それで、前回の説明では介護保険法施行令改正による保険料区分の改正ということだったんですが、今回13段階まで増えることによって介護保険会計、保険料全体の保険料の金額、収納の関係の影響というのはどのようにあるかということはどうなっているかというふうにご覧になっておりますでしょうか。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 今回、改正で9段階から13段階目まで増えまして、いわゆる増えた分は乗率が上がるような形になります。そのために、所得が増えた方は保険料は増えるわけですが、前期の保険料1か月が7,000円、これが基準でございましたが、今回の計画では400円下げまして6,600円というふうになりますので、全体の保険料は前期から比べますと下がるというふうには試算しております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） そのような形で全体の保険料総額から見て介護サービス関係の必要な経費から算定して全体の保険料額を積算して段階ごとの個別の保険料の金額は若干下がった算定ということの積算の基づいた今回の改正のようなんですけれども、今までですと第9段階が最高で、所得については320万円以上の方が全部同じだったんですけれども、それがずっと増えまして、13段階で720万円以上ということで大分幅が広がったんですけれども、実際に次年度からの予定として、上がった区分のほうに該当するような方というのは具体的にどの程度の人数いらっしゃるというふうには試算されておりますか。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） こちらの所得のいわゆる適用というのが今皆さんが申告させていただいている今の申告の決定、来年度の住民税の決定額によるものになりますので、実際の人数というのは把握しておりませんが、一番多い、いわゆる720万円以上、

こちら65歳以上の方が適用になりますので、人数的には少ないというふうには思っております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今までと変わって新たな所得ランクが制度化されて、実際に該当する人がどの程度の人数おいでになるかというのはやっぱり実際になってみないと分からない人数だとは思いますが、総体的に今の最高ランクの9段階に該当される方、さらに細分化されて上のランクの人が当然増えてきますよね。人数としてはあったと思うんです。65歳以上の方で全体の人数はそんなに多くはないのかもしれませんが、何号保険者でしたっけね、この方は。2号でしたっけ。1号でしたか。その人数が増えてくるか、減ってくるか、それにもよるかもしれませんが、やっぱり総体的には保険料が上がる人は当然出てくるわけですので、介護保険計画の全体の保険料積算に当たってもやっぱりそういった部分の人数も考慮した上での保険料積算というのが必要なのではないかなというふうに感ずるんですよ。段階的にはどの段階も現在の保険料よりは若干下がる積算になっていますけれどもね。次年度以降の新たな3年間の計画ですので、やっぱりそういう部分も6年度に入って人数が出てくるわけですので、やっぱりそういうことも踏まえて積算をやっていくべきだなと思いますけれども、改めて伺います。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 先ほど申し上げたとおり実際の所得金額というのが分からないわけでございますけれども、今年度の所得を用いた場合ですが、そうしましたところ、増えた分、10段階以下になりますけれども、10段階の方は13名です。11段階の方が9名、12段階の方が3名、13段階の方が14名というふうな形で今年度のあくまで所得を用いた場合、そういった人数になっております。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時02分 休 憩

午前11時10分 再開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第12号 大衡村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第12、議案第12号、大衡村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 議案書につきましては22ページをお開き願います。

議案第12号、大衡村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法施行規則の改正に伴うもので、特定の媒体以外の使用について明確化するため、抽象的な電子的記録媒体という名称に改めるものでございます。具体的な改正箇所につきましては、第5条第4項第2号でございます。

次のページをお開き願います。

第32条は、電子記録の注釈を第5条内で定めておりますので削除するものでございます。

24ページをお開き願います。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 大衡村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について大衡村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第13、議案第13号、大衡村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 議案書につきましては、25ページをお開き願います。

議案第13号、大衡村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法施行規則の改正に伴うもので、特定の媒体以外の使用についてこちらも明確化するため、電子的記録媒体に名称を改めるものでございます。

具体的な改正箇所は、第5条第4項第2号でございます。

次のページをお開き願います。

第34条は、電子的記録の注釈を第5条内で定めておりますので、削除するものでございます。

27ページをお開き願います。

附則でございます。この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 大衡村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第14、議案第14号、大衡村指定地域密着型サービス事業者等の指定
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 議案書につきましては28ページをお開き願います。

議案第14号、大衡村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例についてでございます。

複合型サービスに関する規定について、介護保険法施行規則の規則から削除され、介
護保険法で改めて規定となったため改正するものでございます。

第3条中「法人であるもの」を、「法人又は病床を有する診療場を開設している者
（複合型サービス（法第8条第23項第1号に規定するものに限る。）」に改めるもの
でございます。

29ページをお開き願います。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あ
り）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号 大衡村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第15、議案第15号、大衡村指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたし

ます。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 議案書につきましては、30ページをお開き願います。

議案第15号、大衡村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法施行規則及び介護保険法の改正に伴うもので、第9条第2項第2号の特定の媒体以外の使用について明確化するため、抽象的な電子的記録媒体に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第190条は、複合型サービスに関する規定について介護保険法施行規則から削除され、改めて介護保険法での規定となったため、改正するものでございます。

第203条でございます。

次のページをお開き願います。

電子的記録の注釈を第9条内で定めておりますので、削除するものでございます。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 大衡村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第16、議案第16号、大衡村指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 議案書33ページをお開き願います。

議案第16号、大衡村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法施行規則の改正に伴うもので、特定の媒体以外の使用について明確化するため、抽象的な電子的記録媒体に改めるものでございます。

具体的な改正箇所は、次のページをお開き願います。

第11条第2項第2号でございます。

第91条は、電子記録の注釈を第11条内で定めておりますので、削除するものでございます。

35ページをお開き願います。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 大衡村地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第17、議案第17号、大衡村地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案書37ページをお願いいたします。

議案第17号、大衡村地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の一部改正につきましては、五反田・亀岡地区計画の地区整備計画区域の拡大と併せまして、村道と地区計画区域が接道していない空白地を解消させるための改正と、今後解体撤去を計画しております五反田北住宅1号棟の跡地利用といたしまして、公営住宅以外の用途も想定されることから、地区区分の名称の変更を行うための一部改正となるものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表をご覧ください。

別表第1中の五反田・亀岡地区整備計画区域に「大瓜字平場」の一部を追加するものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。失礼しました。37ページ、38ですね。38ページの中段にございます別表第2中の五反田・亀岡地区整備計画区域の区域区分の名称のうち、「公営住宅地区」を「住宅地区」に改めるものでございます。

次に、ページが飛びまして41ページをお願いいたします。

こちらの別表第3及び別表第4、そして次のページの別表第5の中の区域区分の名称のうち、「公営住宅地区」を「住宅地区」にそれぞれ改めるものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。小川克也君。

4番（小川克也君） 五反田北住宅1号棟の撤去後の土地利用を考慮しての条例改正ということですので、今北1号棟、たしか3月末時点で入居者全員転居をお願いしている状況だと思います。その辺の転居状況について伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今月に入りまして、全ての方に転居のほうをいただいております。全世帯につきまして転居のほうは完了した状況となっております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） ちょっと条例とそれるのですが、そうすると今後、解体作業を早急に始める準備に入るのかなと思います。そのまま放置しておく地域住民に悪影響も及びますので、その辺の解体までのスケジュールが決まっているのであればお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 予定といたしまして、令和6年度当初予算の中で五反田北一住宅の解体に向けての実施設計業務のほう、予算のほうを計上させていただいております。次年度以降になりますが、財源の手当てがつかましたら次年度以降に解体工事というふうな形で進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 五反田地区住民の皆さん、1号棟どうなるんだという声を本当に聞きますので、その辺の解体作業、令和7年度に向けてする方向だよということも何かの形で住民に周知していただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まずもって令和6年度に解体に向けての実施設計のほうを発注させていただきますので、ご質問ありました地域の方々にそのようなスケジュールで進むというような内容につきましては、機会を捉えてお知らせをしていきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 大衡村都市公園条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第18、議案第18号、大衡村都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案書43ページをお願いいたします。

議案第18号、大衡村都市公園条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の一部改正につきましては、現在整備を進めております万葉クリエートパークキャンプ場を有料公園施設に追加するための一部改正で、併せて利用料金の限度額を定めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

こちらの別表第5の有料公園施設の万葉クリエートパークにキャンプ場を追加するものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

別表第6は有料公園施設を利用する場合の利用料金にキャンプ場を追加するもので、利用区分と料金にフリーサイト1日当たり800円、開閉ゲート（リモコン）1組当たり1,500円、貸切り1組当たり10万円をそれぞれ追加するものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。小川克也君。

4番（小川克也君） たしか昨年、全協でキャンプ場の利用料金について説明があったかと思えます。フリーサイトについてはたしか500円、リモコンについてはたしか1,000円、そして貸切りについてはたしか5万円だった記憶がございますが、この変更になった理由をお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回の条例改正につきましては、都市公園条例の第13条の2の中で別表第6ということで、この別表第6の額の範囲内において指定管理者が村長の承認を得て定めるというふうな規定がございまして、今回はいわゆる限度額を定めるものでございます。現時点といたしまして、村のほうといたしましては、先日議会全員協議会でご説明申し上げました先ほど小川議員がおっしゃられた金額でもって想定をしております。今後条例が可決された後に、指定管理者のほうと正式に協議をさせていただいて、先ほど申し上げた小川議員がおっしゃられた金額を基に協議をさせていただきたいというふうに考えているものでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） これから協議していくということですが、執行部では500円、また管理者の800円ということも想定されます。ぜひ、大衡村、ほかと比べると近隣にはトヨタ、そして、道路も走って確かに静かなキャンプ場とは言えないと私は思います。仙台市内にある水の森公園はフリーサイト500円でやっております。そこは本当に自然豊かで仙台市からも近くて立地条件も大変よくて、繁忙期には本当に予約が取れない公園となっておりますので、その辺大衡村の環境を考慮していただいて、ぜひ500円で進めていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね。村のほうでも先日ご説明させていただいた500円の設定というのは、先ほどお話がありました水の森のキャンプ場を参考にさせていただいて試算をしているという状況でございます。村の考えといたしましてはそのような料金設定ではございますが、指定管理者も経営上の問題等々もありますので、それをベースに指定管理者としっかり協議をさせていただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） ぜひ、500円でまずは多くの方に来ていただいて、大衡の魅力だったり万葉館の売上げアップ、そして地域活性化につなげていただきたいと。ぜひ500円にしていただきたいと思いますが、その辺、村長どうでしょうか。

村長（小川ひろみ君） 小川議員の気持ち、とても分かります。課長が言ったように、やはり限度額を設けなければいけないということ。あと、指定管理者との協議の中でこちらのほうの思いも、また、小川議員の思いも伝えながら、協議のほうを進めてまいりたい、そのように思っておるところでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 私も使用料については触れません。

今回のキャンプ場の設定につきまして、管理については指定管理の方向ということでしょうけれども、実際の指定管理に当たってどの程度の指定管理料になるものか。この料金設定して利用者が何人いて使用料をどの程度を見込んで全体の指定管理がどの程度になるものか、まだそこまでの積算至っているかどうか分かりませんが、その点についてお尋ねします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 管理につきましては、現在万葉クリエートパークの指定管理、万葉まちづくりセンターと契約をしております。その指定管理の変更という形で指定管理のほうをお願いしたいというふうに考えておまして、指定管理料につきましては先ほど利用料金に関係でもお話がありましたとおり、先日の議会全員協議会でお示した中で収入と支出につきましてシミュレーションという形を取らせていただいております。その中で、議会全員協議会の説明のときには、現在の指定管理料から約89万8,000円の減額という形の中で、収入支出を差し引いた中での積算をしているものでございます。ただ、その後産業教育常任委員会等でもいろいろ防犯カメラ等のご意見、ご指摘もいただいておりますので、その辺の管理上のことを踏まえて積算すると、この減額というのはちょっと小さくなるのかなというふうに見込んでおまして、これをベースに指定管理者のほうと協議をさせていただきたいというふうに考えているものでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 年間の利用者数、どの程度の人数が見込めるものか。なかなか難しい点があると思います。実際、果たしてこちらで想定しているぐらいの利用者があるものかどうか。実際の話、ちょっと雲をつかむような人数じゃないのかなと思うんですよね、実際スタートしてみないと。果たしてその辺は当然やっぱり想定人数どおりいくかどうかということもやっぱり考慮しておかないと駄目な部分じゃないのかなと思います。あと今の工事がまだ終わっていないですよね。たしか次年度への繰越しということの予定みたいですが、現在の工事状況はどのような状況になっているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず指定管理料、利用料金の件も含めてですけれども、今ご意見ありましたとおり、やはり実際スタートしてみないと村で試算したとおりにいくのかというのはご指摘のとおりというふうに村のほうも認識しております。ですので、いろいろ協議をさせていただいてスタートはしますけれども、その運営状況を見ながら適宜指定管理者とも協議をさせていただいて、いろいろ見直し、改善、また変更等を行っていきたいというふうに考えております。

また、工事につきましては、本体工事の部分、一部附帯工事を除きましては一応3月末の完成に向けて工事のほうは進んでいる状況でございます。ただ、芝の養生関係等々がありますので、スタート、運営開始につきましては夏頃を予定しているものでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 繰り越して附帯工事も入って実際の共用開始、オープンは夏頃というところはまだかなり期間がありますけれども、今の現状を見ると、クリエートパークだけではないんですけれども、牛野ダムにも有料キャンプ場の計画があったんですが、今中断していますよね。今牛野ダムの現状を見ると、当初ここ2年、3年前と比べて利用者がかなり減っています、実態としては、ダムに来ている方ですね。冬期間閉鎖しているということもありますけれども、かなり減っています、以前と比べて。ですので、クリエートパークだっただけで見込んだとおりいくかどうかという心配もするんですけれどもね。ですから、整備の状況、利用者の状況をやっぱりある程度そういったことも考慮にした計画に進めていかないと、公園としては、キャンプ場としては整備したけれども利用がどうもいまいちということにならないようにやっぱりやらないと、相当の経費も投入しているわけですので、利用に当たっては指定管理者ときちんとそういったことも踏まえて利用のしやすいような、あるいはできるような整備に今後進めていっていただきたいと思っています。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね。牛野ダムキャンプ場につきましても、現在王城寺原補償工事事務所で工事をしているということで、以前検討していた有料化の部分につきましても中断をさせていただいておりますし、さらにはご指摘のとおり利用者が減っている状況、その辺を勘案しながら、その辺につきましても改めていろいろ考え直しが必要かなというふうにも考えております。

同じように、クリエートパークの利用者数の想定につきましても、村のほうでは議会全員協議会のほうでも年間6,000人の利用者ということで積算をした中でシミュレーションをしているということではございますが、1回目の質問にもありましたとおり、実際やってみないと分からないというところではご指摘のとおりだと思います。その辺をしっかり実態を踏まえながら、また、村のほうでも指定管理者と一緒に魅力の高いキャンプ場をPRも含めてできるだけ多くの方に来ていただくという努力は当然させていただきながら、その上で利用者数が想定より伸びないという場合につきましても、いろいろこ入れも含めて、またいろんな見直しも含めてやっていきたいと思っています。

ただ、いずれにいたしましてもキャンプ場と併せまして、例えば万葉・おおひら館と連携をした形で村の農産物の販売につながるような相乗効果も含めて、適宜事業評価を

しながら運営してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 次に、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） キャンプ場フリーサイト、これが人となっていて1人800円が限度額ということですが、中学生以下とか何かそういうふうな振り分けはなくて、幼児でも何でも1人800円というふうな解釈をしていいのかちょっとお伺いしたいのと、あとは開閉ゲート、リモコン、組となっていますけれども、これは2台あるから2台を貸して1組というふうなことなんですかね。ちょっとその辺の解釈がよく分からなかったので、ちょっと教えていただければと。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず1人800円につきましては、特段大人、子供料金等を定めたものではなくて、1人800円と定めております。そのような中で、あくまで限度額の設定でございますので、例えば乳幼児は免除にしますよというような考え方もできるかと思えます。

それとあとリモコンのほうにつきましては、車1台当たり1,000円、議会全員協議会で申し上げたのが1,000円、限度額設定として1,500円という料金設定をしたものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） そうしますと、一応これは1人800円というのが限度となっていますけれども、あとは運用か何かで子供は300円ですとか何かというようなことを指定管理者側と定めることができるというふうな理解でよろしいのでしょうかね。

あとリモコンにつきましては、自動ゲートといいますか、リモコンで上げ下げをするということで、それは借りた人1組に対して2台を貸すというふうに理解したんですけども、1つのリモコンでなくて2つを与えるというふうなことの今の説明だったでしょうか。お伺いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず1点目、利用料金の関係につきましては、先ほど鈴木議員おっしゃられたとおりで、指定管理者と協議をして料金を定めていくということでご理解いただければと思います。

2点目のリモコンの関係でございますが、例えば2家族、車2台で来まして1グループとして来場いただいた場合につきましては、車2台で入場される場合につきましては、

それぞれ限度額でいきますと1,500円ずつ、車1台当たり1,500円、車1台に対してリモコンを1つお貸しするというような形で想定しているものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） フリーサイト、人につきましては分かりましたが、車は1台につきリモコン1台というふうな理解であれば、ここは1台の台では駄目なんですか。単位が組になっていますけれども、1台とか2台とかの台というふうなことでは駄目なんですか。何か理解がちょっとしにくいんじゃないかなというふうに思ったんですけれども。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね。ちょっと分かりにくいというご指摘でございましたが、1グループ車1台で来るという想定の中でのちょっと料金設定というふうな形でこのような表現とさせていただいておりますが、ただいまご質問ありましたとおり、例えば現地集合で一緒にキャンプを楽しまれる複数の家族、グループで楽しめるという場合につきましては、駐車場1台当たりリモコンをお貸しするというような想定で準備しておりますので、そのような場合、現地で合流される場合等につきましても、あくまで車1台当たり1組というふうな形で想定した料金ということでご理解をいただければと思います。

なおその辺、運用に当たりましては、利用者の方に分かりやすいように表示をさせていただいて説明をさせていただいて、運用をスタートするように準備してまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。お諮りします。

戻ります。山本信悟君。

1番（山本信悟君） 今の鈴木議員と重複する場面がありますが、車1台ということで1,500円。1台ごとですからそれはそれでいいんですが、組で例えば3台来ましたというのと4,500円になるのが基本だと思います。考え方すれば、今度1台だけ借りて出ました。次の車入ります。1台でそのリモコンができるような解釈にも考えられるんじゃないかなというふうに思っております。本当を言えば4,500円を払わなきゃいけないんですが、リモコンを1台が入りました。車出ました。次の車、グループがそのリモコンで入ります。出ました。3台目。また入ります。出ましたということで、考え方とすれば、悪い

ことを考えればそういったことも見えてくるのかなというふうに考えるわけです。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず運用の方法といたしまして、受付をしていただいてリモコンをお貸しする際に許可証のようなものを発行しようというふうに考えております。それを車のほうに提示していただきまして、1台許可された車が入っているかというものを確認できるように表示上もしたいと思います。キャンプ場の管理につきましては定期的に巡視をするような形になりますので、そういった巡視をする中でそういったことを防止するように対応していきたいというふうに考えておりますし、先ほど指定管理料の話の中で防犯カメラの話もさせていただいておったんですが、そういったことも想定されるなということで、今防犯カメラの設置についても検討しております、そのような中でそういった今懸念されるような問題については防止策を図ってまいりたいというふうに考えているものでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1番（山本信悟君） そうですね。そういった部分のないように、収益になるわけですので、そういった場面が、ずるさをなくすことの啓発もしながらこの事業を行っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご指摘の点を踏まえまして、指定管理者ともどのような運営方法がいいかということをしかりと協議させていただきながら、そういったことを防止するように努めてまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 大衡村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第19、議案第19号、大衡村企業職員の給与の種類及び基準に関する

条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それでは議案第19号、大衡村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

大衡村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、第2条第3項中の通勤手当の次に「在宅勤務等手当」を加えるものでございます。さきにご説明させていただきました職員の給与の改正と同様のものでございます。

次のページをお願いいたします。

フルタイム会計年度任用職員に対する規定で、第19条第1項第1号中の期末手当の次に「勤勉手当及び退職手当」を加えるものでございます。

第2号はパートタイム会計年度任用職員に対する規定で、期末手当の次に「勤勉手当」を加えるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

失礼いたしました。

附則といたしまして、令和6年4月1日から施行するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。山本信悟君。

1番（山本信悟君） 条例にはまず了解するわけでありまして。ちなみに、在宅勤務というのは大衡では今から出るか出ないかは分からないですけれども、今現状、どういった現状なんでしょうかね。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 現在は在宅勤務を行っている職員はおりません。この在宅勤務等手当なんですけど、ある一定期間、長期にわたって在宅勤務を命じられた職員に対する1か月10日以上勤務した際に支給されるものでございますので、現在職員ではおりません。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号 大衡村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第20、議案第20号、大衡村水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案書47ページをお願いいたします。

大衡村水道事業給水条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の一部改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法等による権限が厚生労働省から国土交通省に移管されることになったことから関連する項目を改正するものでございます。

内容につきましては新旧対照表をご覧ください。

第5条につきましては、給水装置の新設等に係る申込に係る関係省令を「厚生省令」から「国土交通省令」に改めるものでございます。

第37条は、給水装置の基準違反に対する措置等に係る根拠法令を「厚生省令」から「国土交通省令」に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第40条は、過料を科す場合に係る根拠省令を「厚生省令」から「国土交通省令」に改めるものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号 財産の取得について

議長（高橋浩之君） 日程第21、議案第21号、財産の取得についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） それでは、議案書49ページをお願いいたします。

議案第21号、財産の取得について。

下記財産を取得することについて、地方自治法96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得する財産、給食配送車。数量1台。契約の方法、指名競争入札。取得の価格、796万9,806円。契約の相手方、宮城県仙台市宮城野区中野四丁目10番地の14、いすゞ自動車東北株式会社、代表取締役川浪正人。

今回の財産取得は、令和5年度当初予算におきまして令和6年度債務負担行為の承認をいただいております給食配送車購入事業でございます。2月21日に入札を執行し、2月26日仮契約を締結しております。

指名業者数は5者で、応札者は3者。落札率は81.2%となっております。

現在使用しております給食配送車は取得から27年が経過し、経年劣化による故障と不具合の発生も多くなっている状況から、車両の不具合による事故の未然防止及び給食の配送、回収業務の安全性を確保する観点から給食配送車を購入するものです。

更新する車種は、普通貨物自動車。最高出力は150馬力。最大積載量は2,000キログラム。アルミ板架装になります。

納期は、架装を含めて令和7年3月21日までに納入予定となっております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 2点。指名状況5者、3者応札という説明がありました。5者指名して2者が入札に応じなかった。その辺、相手方からこういうわけだという理由ですね。入札辞退というか不参加の理由、その辺があったのかどうか。

それから納車時期、来年令和7年3月ということですが、現在使用している車の車検

時期と来年3月まで使用利用が問題なく可能なのか、その点を伺います。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 2者の辞退理由につきましては、事前に辞退届のほうを提出されておりまして、2者とも納期が間に合わないというような理由でございました。

それから現在の給食配送車につきましては、日頃からメンテナンス等を行いながら、車検については3月が車検となっておりますので、そういったことでメンテナンスを行いながら、何とか給食配送車のほうを安全に管理しているというような状況でございます。

議長（高橋浩之君） 次に、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 事前に辞退届出があったということで理解しました。

現在使用している車はそうしますと来年の3月までは車検時期というか、それらを加味して納車する。そこで交換ということになると思いますが、今使用中のやつはそれまで大丈夫、使えるというふうに理解してよろしいわけですね。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 現在の給食配送車につきましては、メンテナンス、車検、修繕等を行いながら使用する予定としております。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を午後1時といたします。

午前12時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第22号 令和5年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第22、議案第22号、令和5年度大衡村一般会計予算の補正について

を議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、議案書は50ページになります。

説明は、議案第22号別紙でご説明申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第22号別紙、令和5年度大衡村一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,367万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,167万3,000円とするものです。

第2条は繰越明許費に係る規定で、第2表でご説明いたします。

第3条は債務負担行為の補正に係る規定で、第3表でご説明申し上げます。

第4条は地方債の補正に係る規定で、第4表でご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表です。

繰越明許費で、今般8件ほど繰越事業で予定してございます。

1件目の戸籍住民基本台帳費から5件目の同じく戸籍住民基本台帳費までにつきましては、マイナンバーカード等に係りますシステム改修業務となっております。

6件目は、道路橋梁費です。尾西2号線の改良舗装事業、7件目は同じく道路橋梁費の橋梁維持補修事業です。

8件目は都市計画費の万葉クリエートパークキャンプ場整備事業に係りますチェーンゲートに係る事業の繰越しとなっております。

次に7ページをお願いいたします。

第3表です。

債務負担行為の係る補正で3件ほど今回追加となっております。

1件目は議会広報紙の印刷業務で限度額が130万円、2件目は役場庁舎等冷暖房設備保守点検業務で限度額100万円。3件目は病児・病後児保育委託事業に係ります限度額15万円となっております。

次に8ページをお願いいたします。

第4表です。

地方債に係ります補正です。

1件目の道路橋梁整備事業債につきましては、7,580万円から685万円を減額し6,895万円とするものです。

2件目は辺地対策事業債で、2,910万円から610万円減額し2,300万円とするものです。

3件目は緊急自然災害防止対策事業債で、8,550万円から40万円増額し8,590万円とするものです。

4件目は臨時財政対策債で、5,000万円から2450万円を減額し2,550万円とするものです。

11ページをお願いいたします。

補正の内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げます。

まず歳入です。

1款1項2目法人村民税です。2,134万6,000円の増額から第4項のたばこ税500万円の増額までにつきましては、収入見込みによる増額補正でございます。

12ページをお願いいたします。

10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金314万4,000円増。

それから次の12款1項1目地方交付税442万円の増につきましては確定によるものです。

14款1項1目民生費負担金5万円の増から3目衛生費負担金2,000円の減につきましては説明記載のとおりでございます。3目につきましては1節未熟児養育医療費負担金でございます。

次に、15款1項1目総務使用料7万8,000円の増につきましては説明記載のとおりでございます。

3目土木使用料200万2,000円の増につきましては、1節の住宅使用料から次のページの4節定住促進住宅使用料まで見込みによる補正の増減額となっております。

4目教育使用料7万円の増につきましては収入見込みによるものです。

次に、2項1目総務手数料6万5,000円の減から3目土木手数料2,000円の増につきましては、説明記載のとおりの見込みによる補正の増減でございます。

次に14ページをお願いいたします。

16款1項1目民生費国庫負担金173万円の増につきましては、確定によるものとなっております。

3節の児童福祉費負担金のうち説明記載の2つ子どものための教育・保育給付負担金445万円につきましては、公定価格改定によるものとなっております。

次の4節の児童手当負担金757万9,000円の減につきましては、対象者の減によるものとなっております。

次に2項1目総務費国庫補助金78万1,000円の減につきましては、説明記載のとおりでございます。

2目民生費国庫補助金69万9,000円の減につきましては、1節から次のページをお願いいたします。

15ページをお願いいたします。

3節子育て世帯生活支援特別給付金までは確定によるものとなっております。

3目衛生費国庫補助金126万5,000円の減。こちらにつきましては出生数の減によるものです。

4目土木費国庫補助金15万円の減から6目教育費国庫補助金につきましては、説明記載のとおり確定によるものとなっております。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金54万4,000円の増につきましては、説明記載の5事業に係るもので、完了見込みによるものとあと充当額の見直し等による補正となっております。

3項2目民生費国庫委託金46万8,000円の減につきましては説明記載のとおりでございます。

次の16ページをお願いいたします。

17款1項1目民生費県負担金411万8,000円の増につきましては、国庫負担金と同様でございます。1節から8節までとなっております。

2目衛生費県負担金2万2,000円の減。

次に、2項1目総務費県補助金2,000円の減。

それから次の2目民生費県補助金42万5,000円の減につきましては説明記載のとおりでございます。2節につきましては説明記載の2番目施設型給付費補助金とその次の宮城県子育てのための施設等利用給付交付金につきましては国庫負担金と同様でございます。

次の17ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金37万9,000円の減。

4目農林水産業費県補助金352万5,000円の減につきましては説明記載の4事業となっておりまして、説明記載の3つ目、多目的機能支払推進交付金につきましては新規の組織の設立がなかったものによる減額でございます。

6目振興総合補助金12万8,000円の減につきましては、説明記載の4事業に係ります事業完了等によるものでございます。

7目消防費県補助金35万6,000円の減。

次の3項1目総務費県委託金56万5,000円。それから2目の土木費県委託金11万2,000円の増につきましては、説明記載のとおりでございます。

次に18ページをお願いいたします。

18款1項2目利子及び配当金713万5,000円の増につきましては、説明記載の6基金によります見込みによる利子の計上でございます。

2項1目不動産売払収入85万6,000円の増につきましては、1節は立竹木売払収入は東北電力への立ち木の売払収入でございます。2節の土地売払収入につきましては、企業への売払収入となっておりまして、駐車場への入り口の敷地分ということになっております。

19款1項2目指定寄附金20万円の増につきましては、村内企業1者からの指定寄附となっております。

20款2項2目減債基金繰入金1億円の減。

3目長寿社会対策基金繰入金150万円の減につきましては、事業完了によるものです。

5目ふるさと基金繰入金17万7,000円の減につきましては、事業完了による繰入れの減額でございます。

次のページ、19ページをお願いいたします。

6目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金200万円の減につきましては、万葉すくすく子育てサポート事業に対する充当の減額でございます。

7目明神揚水機施設維持管理基金繰入金44万5,000円の減。

8目赤水処理施設維持管理基金繰入金1億8,483万3,000円の減につきましては、事業見直しによる繰入れの減額でございます。

次に、22款4項1目雑入379万5,000円の増につきましては、説明記載のとおりでござ

います。

次のページをお願いします。

23款1項1目土木債785万円の減につきましては、説明記載の6事業に係る起債の増減額となっております。

2目臨時財政対策債2,450万円の減。

3目総務債570万円の減につきましては、県の同意額確定によるものです。

5目農林水産業債100万円の増。

24款1項1目自動車取得税交付金14万円の増。こちらにつきましては収入実績でございます。

次に21ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目議会費501万円の減。

2款1項1目一般管理費1,214万9,000円の減につきましては、説明記載の6事業に係るものとなっております。

以下、人件費の補正につきましては人事異動等によるものなどによる補正となっておりますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

一般管理費の主なもので22ページをお願いいたします。

12節委託料407万3,000円の減につきましては、事務業務委託料の中のコンピューター管理費に係るものとなっております。

17節備品購入費232万9,000円の減につきましては、車両の購入の執行残ということでございます。

2目文書広報費187万円の減につきましては、説明記載の2事業に係るものとなっております。

次のページをお願いいたします。

3目財政管理費184万4,000円の減。

4目会計管理費48万5,000円の減。

次のページ、24ページをお願いいたします。

5目財産管理費163万1,000円の減。

6目企画費28万2,000円の増。

次のページ、25ページをお願いいたします。

8目財政調整基金費2,000円の減。

9目無線放送施設費40万円の減。

10目諸費192万9,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2項1目税務総務費92万円の減。

2目賦課徴収費183万6,000円の減。

次の27ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費9万4,000円の増につきましては、主なものは12節委託料の191万8,000円の増で、戸籍附票システム改修業務となっております。

4項3目村長選挙費から5目の宮城県議会議員一般選挙費までにつきましては完了によるものとなっております。

次の29ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費65万7,000円の増につきましては、説明記載の6事業に係るものとなっております。

30ページをお願いいたします。

主なものにつきましては、27節の繰出金348万2,000円は国保会計への繰出金となっております。

2目国民年金費7,000円の増。

3目老人福祉費580万3,000円の減につきましては、説明記載の8事業に係ります補正の増減額となっております。

次の31ページをお願いいたします。

この中での主なものにつきましては27節繰出金で502万円の減につきましては、介護保険会計の繰出金と後期高齢者会計の繰出金となっております。

4目障害者福祉費335万7,000円の増につきましては、説明記載の2事業分で主なものは19節の扶助費374万8,000円となっております。内訳は説明記載のとおりでございます。

次に、5目福祉センター管理費95万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。32ページです。

2項1目児童福祉総務費77万5,000円の減。

2目児童措置費956万円の減につきましては、19節扶助費で956万円の児童手当支給に係るものとなっております。

3目母子福祉費につきましては財源入替えです。

4目児童館費7万円の減。

5目児童保育費688万6,000円の増につきましては、主なものは12節委託料の984万1,000円で、事務・業務委託料につきましては第3期子ども・子育て支援計画策定業務に係る分、運営委託料につきましては歳入で申しあげました公定価格改定によるものとなっております。

次のページをお願いいたします。33ページになります。

6目児童福祉費23万4,000円の増。

次に4款1項1目保健衛生総務費31万9,000円の減につきましては、説明記載の2事業に係るものとなっております。

次に34ページをお願いいたします。

2目母子保健費470万7,000円の減につきましては、主なものは12節委託料306万1,000円の減につきましては妊婦健診等に係るものとなっております、19節扶助費149万1,000円の減につきましては説明記載の3事業に係るものとなっております。

3目予防費193万3,000円の増につきましては、説明記載の3事業に係るもので、主なものは12節委託料の133万4,000円で、子宮がん、胃がん検診に係るものとなっております。

次のページをお願いいたします。35ページです。

4目環境衛生費108万9,000円の減につきましては、説明記載の4事業に係るものとなっております。

2項1目清掃総務費につきましては財源入替えです。

5款1項1目農業委員会費24万9,000円の減。

次のページ、36ページをお願いいたします。

2目農業総務費125万9,000円の減。

3目農業振興費579万4,000円の減につきましては、説明記載の6事業に係るものとなっております。

次のページをお願いいたします。

37ページです。

主なものは18節の負担金補助及び交付金552万9000円の減で、説明記載の下から6件目の日本型直接支払制度補助金で、新規の組織設立がなかったものによる減額が主なも

のでございます。

5目農地費73万5,000円の増につきましては、説明記載の38ページまでの4事業に係るものとなっております。

次に2項1目林業振興費13万2,000円の減につきましては、説明記載の2事業分となっております。

6款1項1目商工総務費685万円の減につきましては、説明記載の3事業に係るものとなっております、次の39ページをお願いいたします。

主なものは18節負担金補助及び交付金605万7,000円の減で、そのうち説明記載の一つ目の企業立地促進奨励金1社分の減額となっております。

2目商工振興費27万8,000円の増につきましては、18節の負担金補助及び交付金40万8,000円の増につきましては、説明記載の補給金に係る申請件数増によるものでございます。

次のページ、40ページをお願いいたします。

7款1項1目234万8,000円の減につきましては、説明記載の事業となっております。

2項1目道路維持費395万2,000円の減。

次に2目道路新設改良費26万2,000円の増につきましては、40ページの3事業分に係るものと、次のページ、41ページをお願いいたします。

こちらの2事業分、合わせて5事業に係るものの補正となっております。

3目橋梁維持費につきましては、12節委託料につきましては長原橋補修設計等の追加によるものとなっております。

3項1目河川総務費28万8,000円の減につきましては、河川愛護推進事業に係るもので、主なものは14節工事請負費は榎田川の土砂しゅんせつ工事に係るものとなっております。

次の42ページをお願いいたします。

4項1目都市計画総務費957万円の減につきましては、説明記載の2事業分です。

2目公園費26万7,000円の減につきましては、説明記載の2事業分に係るもので、主なものは18節負担金補助及び交付金93万5,000円につきましては、キャンプ場水道の整備に係る上水道加入負担金となっております。

3目下水道費101万4,000円の減につきましては、下水道会計に繰り出しとなっております。

4 目定住促進費につきましては、財源入替えとなっております。

次の43ページをお願いいたします。

5 項 1 目住宅管理費412万5,000円の増につきましては、主なものは10節需用費の中で、修繕料につきましては退去に係る修繕分などとなっております。

2 目定住促進住宅管理費23万8,000円の減。

次に、8 款 1 項 1 目常備消防費467万4,000円の減につきましては、一部事務組合負担金です。

次の44ページをお願いいたします。

2 目非常備消防費203万2,000円の減。

4 目災害対策費202万8,000円の減。

次に、9 款 1 項 1 目教育委員会費3,000円の減。

2 目事務局費323万4,000円の減につきましては、説明記載の2 事業に係る見込みによる減額となっております。

次の45ページをお願いいたします。

そちらの主なものが17節備品購入費13万2,000円の減。

次のページ、46ページをお願いいたします。

2 項 1 目学校管理費123万5,000円の件につきましては、主なものは1 の報酬で会計年度任用職員の報酬に係る人事院勧告による11名分となっております。

2 目教育振興費178万5,000円の増につきましては、説明記載の3 事業分となっております。

次のページをお願いいたします。

47ページになります。

こちらの主なものは、24節積立金で500万円。スクールバス購入等基金への積立金となっております。

3 項 1 目学校管理費445万4,000円の減につきましては、1 節報酬233万2,000円の減につきましては、講師1名分の会計年度任用職員でございます。

次に、48ページをお願いいたします。

2 目教育振興費134万8,000円の減。

次に4 項 1 目社会教育総務費119万2,000円の減につきましては、説明記載の4 事業の事業完了及び見込みによる補正となっております。

次のページをお願いいたします。49ページをお願いいたします。

2目公民館費5万3,000円の減。

4目平林会館管理費につきましては財源入替えとなっております。

5目万葉研修センター管理費51万6,000円の減。

6目美術館管理費152万3,000円の減。

次のページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費19万3,000円の減につきましては、説明記載の2事業分です。

2目体育施設管理費128万3,000円の減につきましては、社会体育施設に係る電気料等の減額となっております。

3目学校給食センター管理費496万4,000円の減につきましては、学校給食センター管理費に係るものとなっております。主なものは12節委託料294万7,000円の減につきましては説明記載の委託料となっております。

次に10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費1億7,760万3,000円の減につきましては、歳入でもご説明申し上げました上北沢排水処理場の事業計画見直しに係るものとなっております。

次の51ページをお願いいたします。

3目明神揚水機維持管理費44万5,000円の減。

11款1項2目利子65万1,000円。

13款1項1目予備費233万7,000円につきましては、財源調整となっております。

なお、次のページから53ページにつきましては給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。小川克也君。

4番（小川克也君） 44ページの消防団員の報酬200万円減となっておりますので、その辺の理由をお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江） こちらにつきましては、災害時出動が令和5年度大きな災害がなかったために大幅に減額となったものでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） ちょっと自分勘違いしたんですけれども、当初消防団員このぐらい入る

から当初予算で組んでいたのかなと思っていたんですが、せっかくですので消防団員数について、どの自治体でも今減少傾向であります。本村、勧誘活動を様々行っております。チラシを配ったりポスターを掲示したりポケットティッシュを配ったりなどそういう地道な活動が身を結んで、今回、昨年8月に女性団員が1名、8分団ですか、入団されたわけであります。今後、消防団のなかなか今入ってくれる方が少ないと思うんですが、勧誘活動に対して今後どのような考えを持っているのかその辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江） 具体的には今ちょっと考えはございませんが、やはり消防団年々減少傾向にあります。当初予算で見込んでいたのは5名ほど増える見込みで予算計上させていただいておりましたので、その分の減額も含まれまして、災害時の出動手当分も減額ということになりました。消防団員の募集、周知につきましては、今後担当と改めて今までの活動ではなかなか増えなかったというところが現状ですので、工夫をしながら消防団員の増員に努めたいというふうに思っております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 今回、改めて担当課と担当の人と相談して周知活動を図っていきたいということでございますが、今回せっかく女性団員1名入団しましたので、1名の方も一人で大変寂しいのかなと思います。女性団員の勧誘活動に当たっては、女性の方、どのようなことを活動するのかと分からない方がおられるかと思っておりますので、その辺、予防活動だったり音楽隊であったりいろいろありますので、その辺をしっかりと明確にしてぜひ周知していただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江） 村長の施政方針の中でもございましたけれども、女性消防団員の増員も今後進めていくということでございますけれども、担当としまして考えていた女性団員の活動内容につきましては、防災活動ということでの啓発活動がメインかというふうに思っておりました。しかし、今般加入していただきました女性団員の方につきましては、男性団員と同じように活動したいということで積極的な方でありましたので、女性だからこのような業務を行うというようなくりをなくして、どちらでも選択できるような形で募集をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（高橋浩之君） 次に、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 6ページ。繰越明許費で、土木費に尾西2号線から3つ、クリエートキャンプ場までありますけれども、金額が6,100万円とか3,300万円とありますけれども、今年非常に天候、雪も降らなかったし、繰越しになぜなったのか。または、期間をどのぐらいにしているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず尾西2号線につきましては、ご質問のとおり天候の理由というよりは現場の条件が起因しておりまして、一つは掘削している中で不明な埋設物が出てきたという部分でそういった調査に時間を要した、あるいは、併せて水道管の移設についても併せて実施することにしまして、そういったことで当初予定した期間よりも工事期間が要するという事になったものでございます。工事期間につきましては、5月末までを一応予定しているものでございます。

それとクリエートパークのキャンプ場のほうにつきましては、本体工事につきましては3月末を予定しております。その中で、附帯工事といたしまして、入り口の入場ゲートの部分のほうだったんですけれども、製品自体の製作にちょっと時間がかかったというのがありまして、一応予定ですと3月の下旬ぐらいには物が入るというようなことでございますが、それから設置作業等々ありますので、そこから繰越しをさせていただくという予定となっております、こちらも余裕を見て5月末までには完了するというふうに見込んでいます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 尾西2号線とか何かについては水道管の埋設とか何かと新たに事業を足したのかどうか分かりませんが、本来であれば、当初予定した3月末までに工事が終わるということで発注しているんだと思うんですよね。ただ、いろんな条件があって、例えば雪が降ると間に合わなかったとか何かということであればいいんですけども、この尾西2号線については先ほど言った水道管の埋設とか、あとはいろいろ何か出てきたというようなことが、それが遅れる要因だったということではよろしいんですか。例えば、発注が遅かったとか、何かそういうふうなことではないと理解はしておりますけれども、できる限り決められた発注するときの期日内に終わるように、業者も心がけてはいるんだと思いますけれども、管理監督をしながらできる限り工期内で終わるようなことに、管理監督もきちっとしていただかないと駄目かなと思います。

あとはクリエートパークのキャンプ場ですけども、先ほど何かゲートのやつがまだ

終わってないというそれだけかなと思ったんですけども、金額を見ますと結構大きいものですから、芝の張りといいますか、そういうふうなものになったというふうなことだと思いますけれども、いずれにしても期間内で本来終わるものについては終わるようにお願いしたいと思います。5月末ということでございますけれども、これを遅れることはないと理解してよろしいですか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね。尾西2号線につきましては、発注時期につきましては当方といたしましては予定どおりといいますか、当初計画どおり発注できたのではないかなというふうに考えております。ただ、工事のほうは先ほど申し上げましたとおり、当初見込んでいなかった工事が追加になったことですか、また全面通行止めで工事のほうを施工させていただいてはおるんですけども、区間内にお住まいの方、あるいは事業をなされている方がいますので、そういった方につきましては自由に当然ながら出入りをしていただいているというところがございます。工事を発注している中で、その出入りも結構頻繁にある状況でして、請負者のほうでも大分ちょっと工事のロスといいますか、作業のロスが出ているというのが正直なところでございます。ただ、その沿線にお住まいの方、また事業されている方にご迷惑をかけないようにそちらの出入りを優先しながら工事を進めておりますので、そういったことでちょっと想定よりも延びてしまったというところがございます。

また、クリエートパークにつきましては、先ほど芝の関係という話はあったんですけども、芝の吹きつけ関係につきましては一応施工自体は3月中に完成するという見込みで進んでおりまして、ただその養生に期間を要するというところで、開園につきましては夏場頃を予定しているというものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 分かりました。今ちょっとクリエートパークについて芝の養生ということで夏までかかると。それは工事の期間には入っていないというふうな理解でいいんですね。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そのとおりでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。石川 敏君。

11番（石川 敏君） 歳入と歳出、2点伺いたいと思います。

歳入で、地方創生の臨時交付金、コロナ感染症対策でここ何年間か創生臨時交付金事業をやっているわけですが、今回4,600万円ほどの減額と。あとさらには物価高騰については逆に4,400万円以上の増額というふうなことの補正ですが、実際の当初で現計の予算額に比べてかなり大きな補正額かなと思うんですが、このような補正になった理由と、どのような事業充当したか。その辺の状況を伺いたと思います。

あとそれから歳出のほうは教育費のほうです。44ページになりますかね。心のケアハウス運営事業。この辺も人件費でしょうけれども、280万円ほどの減額になっていますが、その理由等について伺います。

あともう一つ、同じく教育費で今回スクールバスの購入基金に500万円ほど新規の積立になっていますが、今の3月補正での補正増額というのは普通あんまりないのかなと思うんですが、今回積立に至った理由も併せて伺います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

まず1点目の地方創生臨時交付金、こちらにつきましては、これは昨年5月の5類移行ということもありましたけれども、それまでは新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金で、年末にかけまして、そちらの事業から昨今の物価高騰等に伴う対策のために、同じ地方創生臨時交付金の中でもコロナ対応から物価高騰対応への調整臨時交付金という名目が変わってございます。そのために12月でちょっと補正まで間に合わなかったのを今回名称の入替えというような形で補正をさせていただいております。対象事業等につきましては、国のほうでもこの交付金を繰越予算で実施をするというようなこともありまして、現在まだ10万円の給付でありますとか、非課税、均等割の未課税世帯の給付金でありますとか、そういった事業に当て込んでございます。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） まず、ケアハウスの人件費等の減額理由につきましては、当初はケアハウス会計年度任用職員4名体制で予定をしておりました。しかしながら、支援する児童の生徒数、来所支援、学校支援、家庭訪問支援の人数の実態に合わせて1名減らしまして3名体制で支援を行ったための減額となっております。

それから2点目のスクールバス購入費の今回500万円の積立ということでございますけれども、事業の精査によりまして財源で積み立てる分ということで今回3月で積み

立てたというものでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 1点目の臨時交付金関係については、事業内容を入れ替えたためにこのような金額で減額と増額となったのが大きな理由というふうなことで理解していいんですね。実際の交付、給付については年度内完了の見通しだったんですかね、これ。県がいつまでということに、あったんではたっけか。年度が3月を越して。実際の給付、交付については。その辺もうちょっと記憶もあまりないものですかからお尋ねしたいと思います。

あと教育委員会の心のケアハウス、実態の状況に合わせて支援員の人件費、人数が4名から3名に1名分減額に伴った減ということなわけでしょうけれども、実態としてどうなんでしょうかね。もう実施して何年かなるんでしょうけれども、次年度以降も多分計画がありますよね、多分まだ来年度予算も。現状として今の支援員の人数でそのまま継続していくお考えなのか、その辺もお尋ねしたいと思います。

あとスクールバスの基金、全体的に予算上ある程度そういう部分が財源があったから単純にまだ今回補正で追加で積み立てするというふうなことの結果ですか。結果としてはそのように考えてよろしいのかなと思うんですけれども、バス、今4台運行しています、いずれも住民バスの時代から使っていたバスをそのまま運行していますので、相当の年数たっていると思うんですけれども、実際に更新予定時期、あるいは基金として積立目標金額があればお尋ねしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

先ほど地方創生臨時交付金、新型コロナ関係と物価高騰の交付金があるというようなお話をさせていただきました。今年度の前半戦部分につきましては新型コロナウイルス感染症の対応地方創生臨時交付金ということで3,280万円ほどの事業を実施しております。その中には商品券の交付でありましたり、福祉施設等への電気料の補助金でありましたり、あとこども園の給食費の補助金というようなものを地方創生臨時交付金の新型コロナウイルス対応型というのを交付金で実施をさせていただいております。あとは、年明けといたしますか年末にかけて、物価高騰の対応の支援の地方創生臨時交付金ということで、今回もこちらで5,200万円ほど交付金が来ております。その中でも先ほどお話ししたように、まず住民税非課税世帯の7万円給付でありますとか、あとは子供さ

んのいる世帯の加算でありますとかといった事業になっております。こちらの事業につきましてははなるべくなら年度内にとというようなことで、健康福祉課のほうでも現在給付事業等を進めておりますけれども、現在申告しております令和6年度の住民税課税分、こちらでも確定が新年度の6月頃になろうかと思っておりますけれども、そちらが確定しないといけませんので、その部分について国のほうでは繰越しの手続で事業を進めていただきたいというようなことでございます。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） まずバスにつきましては、今年度から4台教育委員会のほうでありまして、赤バスについてはもう既に10年、青バスは13年、黄色バスも13年、クリームバスも24年が年数を経過しているというような状況となっております。ですので、4台それぞれ年次的な更新計画を持って更新をしなければいけないというところで財源を確保しなければいけないために、今回500万円の積立てをしたというものでございます。

それから心のケアハウスにつきましては、今現在、来所支援のほうが小中合わせて4名というような状況でございますので、来年度、6年度につきましても今年度と同様の3名体制での支援を行う予定としております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） バスについてですけれども、バス今4台で運行していますけれども、スクールバスですね。いずれ将来的にも4台運行をそのまま継続するのかわからないですけれども、やっぱり子供、小中学生、スクールバス利用の人数に合わせた台数が必要だと思うんですけれども、その辺、何台が必要なものかわかきちんとした目標をしているものか、その辺に合わせて基金積立て、それだけで購入費賄うとは限りませんが、やっぱり目標の基金どの程度まで積み立てしていつの時点で更新、1回に更新は難しいかもしれませんが、更新計画なんかもきちんと定めた上での基金積立ても必要かなと思うんですよね。財源にある程度出たから積むというんじゃなくてですね。そういった年次計画的なやっぱり積立ても必要かなと思うんですけれども、どうですか。その辺の考え方については、教育長に伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） スクールバスについては先ほど課長がお答えしたとおり年数的なもの、あと住民バスとして使っていたバスもありますので、相当数距離を走っているというこ

ともあって、やはり更新については計画的に更新をしていかななくてはいけないかなというところで、今回の補正の中で精査したようなお金が財源としてありますので、それをスクールバスの基金ということで積み立てたというものでございます。

今4台ということで、これからの児童生徒の数等についてそういったところについてもいろいろ精査をしながら台数等についても検討してはいかなくちやいけないなと思うんですけども、大衡のほうも地理的なものでやはり東部西部、あとは松原方面といたしますかそちらのほうとか、そういった地域を今まで歩いていたというところの児童生徒の足の確保ということと、それを一つにまとめると、1時間以上乗ってしまわないと通学できないとかということになりますので、その地域の児童生徒の数といたしますか、そういったところも勘案しながら路線の見直しをしながら検討していかなければならないということになろうと思います。

ただそのときに、例えば西部地区大瓜とかそういったところの数がもう10人にも例えば満たないとかとなったときにやらなくてもいいのかということも今度出てきますので、そういったことも今後は考えながら計画はつくらなくちやいけないなと思っております。

ただそういった中で年数はたっていきますので、必要なバスが当然更新しなくてはならないような状態になるということも想定されますので、計画的に積立てということはそのとおりなんですけれども、積めるような状態になったときにある程度基金として持っておくということも必要かなということで今回積立てを行ったというものでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 私のほうは教育関係で給食センターですね。50ページになります。

その中で、委託費が管理委託と事務委託ということで294万7,000円ほど使っていない部分あります。委託費というと作業委託ではないということでもいいんですか。これは作業委託も入っての委託費でしょうか。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） この委託料の中の主に事務・業務委託料につきましては、調理業務委託料になります。

議長（高橋浩之君） 山本信吾君。

1 番（山本信悟君） ということで確認させていただきました。調理業務委託ということは、年次で委託費が5年間だったりということで示されたように認識はしているんですが、この委託費が使われないということは、今後の年間の契約何年、5年ぐらいの契約で多

分委託されている業者だと思えます。この部分、何でかなというふうに疑問点を持っていました。お願いします。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 調理業務委託につきましては、入札結果による減額となっております。期間につきましては、令和5年9月19日から令和8年3月31日までの業務委託契約のほうを締結しておりまして、今年度減額した分については今年度分ということでの減額となります。

議長（高橋浩之君） 次、佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） ページは22かな。文書関係で村史編さん101万円かな。今回、ほとんど動いていないという話は聞いておりますけれども、予定としてはこれらは会計年度でやる計画だったんでしたかね。その辺の動きについて改めてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 5年度当初は会計年度任用職員を採用しての業務に従事していただく予定でしたが、残念ながら会計年度任用職員の方は今年度見つからずに現在の状況であるということでございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 前は村史編さん室みたいなのをつくって動きがなかったということもありました。ただ、村の記念事業に合わせて村史を編さんするということで、今年は全然動かなかったというふうに解釈してよろしいですか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 今年度は、来年度からいよいよ始めるということでプロポーザルでの募集をかけまして、事業者が決まったところでございます。また、来年度からの会計年度任用職員として雇用するための募集もかけてございまして、現在のところ1名の方に申込みをしていただいている状況でございます。

議長（高橋浩之君） 次に、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 歳入2点、歳出3点質問いたします。

まず歳入1点目、15ページ、16款2項3目の出産・子育て応援交付金126万5,000円。説明では出生数減という説明がありましたが、これの具体。それから歳入の2点目、18ページ、19款1項2目指定寄附金、民生部門20万円。説明は村内企業ということでしたが、これの具体。

それから歳出1点目、43ページ、7款5項1目の住宅管理費、今回修繕料534万円。年度末までこれだけの退去に伴う修繕説明ありましたが、これらの具体的考え。それから歳出2点目、同じページで8款1項1目の常備消防費、黒川行政の減額という467万4,000円の具体。最後に人件費ですけれども、人事異動に伴う減額という説明でしたけれども、12月に補正、給与改定絡みの補正が12月にありまして、その後、人事異動ということでの補正というふうに理解しますが、人事異動に伴う動いた科目についてお示しいただきたいと思います。

議長（高橋浩之君）　まずは、歳入の関係はどなたから。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君）　15ページの16款2項3目の出産・子育て応援交付金の126万5,000円の減のところでございますが、こちらのほうは、出産応援交付金、子育て応援交付金の実績見込みによるものの減となっております。当初、出産応援交付金、子育て応援交付金、それぞれ40人ずつ見込みを充てておりました。ところが、今年度、出生数、それから子供の生まれた数が少なく、実績として出産の出産応援交付金のところは実績17人と、これから見込みの分の6名、子育て応援交付金に関しては、実績21名と見込み8名分のそれぞれの実績値と見込みを計算いたしまして、そちらのほうの不要分のところをマイナスにしたものでございます。

議長（高橋浩之君）　次に、企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君）　2点目の寄附採納の関係でございます。

こちら村内事業所1社から1件分の寄附となっております。指定目的は民生費関係の寄附ということになってございます。

あとは5点目の人件費等の補正に係るもので、私冒頭で人事異動等による補正というふうにお話をさせていただきました。ほかに、人事評価等による補正も含まれておりますし、現時点で休職している職員分もございますので、それらも含めた人件費の補正となっております。大きいのは財政管理費の中でこちらが人事異動によるものの減額となっておりますのでございます。

議長（高橋浩之君）　次に、住宅管理に関しては都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　住宅費の修繕料のご質問でございますが、主なものといたしまして今後対応させていただく退去修繕5軒ほど見込んでおりまして、それが主なものとなっております。

議長（高橋浩之君）　行政事務組合関係は総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 常備消防の黒川行政事務組合に対する負担金の減額につきまして
は、詳細手元にございませんが、新庁舎、消防庁舎の建設等の関係での事業決定に伴う
減額というふうに思っております。

議長（高橋浩之君） 以上です。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 1 点目の出産・子育て応援交付金、実績と見込みということですがけれど
も、見込みは現段階において年度内を想定している見込みということなのか再度伺いま
す。それから、民生部門への指定寄附、差し障りないのであればどこからなのか。そし
て具体的に20万円ですか。今までですと、例えば老人クラブに対してとか診療所からと
いうことではっきりそういう提案の際は説明があったと思うんですけども、もし支障
なければその点。

歳出関係で1点目の都市建設課長説明の修繕料5軒、退去修繕5軒ということで、歳
入でも356万円使用料増に今回増額しておりますけれども、入居者があるゆえに使用料
も伸びていると思うんですけども、その辺当初の見込みが甘かったのか、356万円増
える。それで退去でさらに大きいですよ。534万円。5軒ということは1軒当たり
100万円から。その辺再度具体的に伺いたい。

それから、黒川行政の負担金ですけども、庁舎建設に伴うそういう経費の精算とい
うことでの返納と理解しますが、令和5年度においてほかの事務事業における返納負担
金の返納というかそういう精算で発生するやつはなかったゆえに予算計上しないと思うん
ですけども、その辺改めて伺いたい。

それから人件費、確かに人事評価等々も加味してということですが、私が伺いたかつ
たのは12月に補正しまして、それから12月から1、2、今現在3か月が予算要求時期を
考えれば中2か月ぐらいだと思うんですけども、そういう中での人事異動が何回かあ
ったようですけども、その関係は何と何。科目ですね。例えば総務費を見ますと、村
長と副村長の報酬減による81万円の減で、一般職では108万5,000円の追加。差し引きし
て27万5,000円となっていますけれども、総務費あたりの追加分が大きい。人事異動が
こういう動きがあったゆえに総務費が伸びていますとか、そういう意味合いで人事異動
に伴う目立つ部分の2節給料の動き、あった分をお聞きしたいということで質問した次
第です。

よろしく申し上げます。

議長（高橋浩之君） それでは子育て関係、子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） ご質問のありました年度内の見込みかというご質問なんですけれども、こちらの積算した時点が1月の初めくらいでございました。その時点で子育てのほうは3月まで出生する見込みのもの、また4月、5月の出産する方が早めに生まれてきてしまうということもあり、そこも見込んで数のほうに入れております。

妊娠の出産応援交付金のほうは、まだその時点では何人の方の妊娠届が来るか分からないので、おおよそ去年のベースで大体6人かなということで、6人のほうを積算しております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 次に、指定寄附関係で企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 指定寄附の関係につきましては、大森にございます仙台清掃公社からの寄附となっております。毎年頂いているものでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、住宅関係は都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 修繕費、予算の見込みが甘かったのではないかとご指摘ございましたが、入居者の退去につきましては、なかなか当方でもあらかじめ予測するというのが難しいところがございまして、あくまで入居者の方のそれぞれのご事情等により退去が発生するというので、直前で退去の申出があるということで、それぞれに応じて対応しているというのが現状となっております。

また、修繕費が大きいという部分につきましては、確かに1軒当たりの費用が大きくなる場合がございます。これも入居の年数によっても大きく変わるところがありまして、入居年数が多い場合につきましてはやはり修繕費がかさむという部分と、短い場合についてはクリーニング程度で済む程度もあるんですけども、そういった事情から費用が大きくなる傾向がございます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。失礼しました。総務課長、黒川行政事務組合関係。

総務課長（早坂紀美江君） 先ほども申し上げましたが、詳細ちょっと黒川行政事務組合の負担金につきましては詳細資料を持ち合わせていないので、庁舎建設の関係につきましては決定による減額ということは承知はしているんですが、ほかの負担金につきましては黒川行政事務組合で見込んでいたとおりのことでの増減額がないということで理解しているものでございます。

人事給与の関係につきましては、佐野議員おっしゃったとおりの見解のとおりではございますが、今般、病気休暇になっている職員、それから長期の育児休業を取っている

職員、それから派遣されている職員につきましては、総務課で予算措置をするように変更をしてございます。そのために、若干の給与等についての変更額が出たということになります。

よろしく申し上げます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 出産・子育て応援交付金、理解しました。ただこれだけの出産、出生といますか、ますます人口減少というか、本当に心配されるなというふうに感じるころですね。

あと指定寄附は了解しました。

それから住宅管理について、都市建設課長、年度内完成が可能なのか、そういう内容。入居年数に応じて異なるという説明でしたけれども、3月、年度内に終わることができなのか。それからこの住宅管理、当然長い年月入居すれば傷みも出る。短期間であれば簡単なクリーニング程度で終わるのかなと理解しますけれども、それらが全て長期間入居して退去するに当たっての修繕100万円かかりますよと。それを全て公費で負担する制度そのものの見直しも何か必要とするんじゃないかなというふうに常日頃思っていますが、その辺、今後に向けて、村長あるいは副村長のほうで考える余地がないのか伺いたいというふうに思います。

それから消防費の負担の関係ですけれども、大分黒行の議員方もおりますけれども、議員控室には黒行の議会の資料あるんですけれども、今回進める庁舎建設は大事業ですので、何か担当課のほうからこういう状況で進んでいますという、これだけの減額をするのであれば併せて説明資料なんかあってもよいのかなという、今後に向けて要望的に申し上げておきたいと思います。

あと人件費の関係ですけれども、理解しましたけれども、その中でも例えば3款1項1目あたり、3月補正で124万5,000円、社会福祉総務費ですね。こういう目立つ人件費があります。12月も補正追加しておって、さらに。そういう部分を拾っていただいて、これとこれとこれが今回大きく追加の分ですと。それは人事異動、あるいは人事評価によるものだという説明を期待したところでしたが、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） まず、都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず修繕の関係ですけれども、あくまでそうですね、年度内に修繕が完了するものについて支出をするものでございます。

それとあと費用修繕の内容ですかね。どの程度まで修繕するのか。公費で対応するのかという部分でございますが、基本的に入居者の方につきましてはクリーニングでありましたり、畳の表替え、ふすまの張り替え等、これを負担していただくというのは規則のほうで定めております。それを超える部分につきましては公費のほうで修繕するんでございますけれども、あくまで入居者の生活をもろんぜいたくなレベルまで修繕をするというような村の考えはございませんけれども、ある程度その生活の今の時代に合わせたレベルの修繕は必要かなというふうにはなっております。流れといたしまして、公営住宅にもエアコン等の整備というような流れなんかも出てきておりまして、ちょっと以前の時代ともまた変わってきているところもございます。また資材の高騰等もありまして、1軒当たりの修繕費も上がってきているという状況もありますので、その修繕する内容につきましては現場、現場できちんと精査をした中で対応してまいりたいと思いますのでご理解いただければと思います。

議長（高橋浩之君） 住宅管理費の取扱いについて、村長から答弁願います。

村長（小川ひろみ君） 今、都市建設課長の後藤からもお話がありましたけれども、この村営住宅というのは低所得者の方々が住まわれているという部分がございます。そのところで、やはり長年お住まいになっている部分で、やはり修繕費用がかさんでいるという部分になりますと、そちらのご負担をこちらでいろいろと請求するということはなかなか難しい、そういう部分があります。私も決裁するたびに、いや、こんなにお金かかるんだねということで、本当に佐野議員が言うようにびっくりするような金額になっていることもあります。それもやはり資材の高騰だとか、やはり人件費の高騰、そういうものもプラスになっているところもあります。そんな中で、制度的なものがこれからご負担を入居、退去するときに、負担をしていただくことができるかということとはなかなかこれからも難しいところがあるのではないかなと今の段階では考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 黒川行政事務組合関係、総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 大変申し訳ございませんでした。担当課といたしまして、広域行政である黒川行政事務組合の消防の負担金につきましては、今後きちんと掌握し、議員の皆様にご説明できるようにさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

それから人件費につきましては、人事評価の関係もございまして、異動等を含

めまして総務のほうから各課に、職員ごとに金額を示したものを提示させていただいております。その関係で、先ほど申し上げました総務課のほうに異動になった職員ですとか、1月1日付で保健師も採用となっているところでもございますので、その関係で民生費のほうの人件費で増減が生じているということになりますので、ご理解いただければと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

再開を2時30分といたします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 議案第23号 令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正
について

議長（高橋浩之君） 日程第23、議案第23号、令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） それでは、議案書は51ページ、説明については議案第23号別紙にてご説明申し上げたいと思います。

令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ832万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ 5 億8,262万9,000円とするものでございます。

内容については、6 ページをお開き願いたいと思います。

事項別明細にてご説明申し上げます。

まず歳入でございます。

3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金493万1,000円の増でございます。

1 節の普通交付金、療養給付費の増によるものでございます。3 節社会保障・税番号システム整備費等補助金 1 万4,000円の増でございます。

2 目災害臨時特例補助金 9 万円の減でございます。今年度対応分ということで実績のないものでございます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金、1 節の保険基盤安定繰入金から未就学児均等割保険料繰入金は、申請実績によるものでございます。

4 節の職員給与費等繰入金43万3,000円の減は、人件費、事務費等の確定によるものでございます。6 節の財政安定化支援事業繰入金と産前産後保険料繰入金につきましては、額の確定によるものでございます。

次のページ、8 ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 2 万9,000円の増、人件費等の部分での増でございます。

10 節については 1 万4,000円修繕料でございますが、コピーカウンター料の増でございます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費500万円の増でございますが、これについては負担金補助及び交付金で500万円の増でございます。

2 項 2 目一般被保険者高額介護合算療養費 8 万3,000円の減でございます。支出見込みがないための減でございます。

5 項 1 目葬祭費でございますが10万円の増、5 万円の 2 名分と見込んでいるものでございます。

5 款 1 項 1 目保健衛生普及費 3 万1,000円の減、疾病予防費10万円の減でございます。

まず、保健衛生普及費の報償品につきましては、国保優良家庭記念品、今年 2 名でございますが、確定によるもので報償品の減によるものでございます。

12 節の委託料は脳ドックの部分でございますが、予定者 8 名分でプラスアルファ 2 名分ということで、10 名分の予算を見込んでおりますのでその分を減とするものでござい

ます。

2 項 1 目特定健康診査等事業費でございますが、事業確定によるものでございます。

6 款 1 項 1 目財政調整基金積立金1,000円の減でございます。

9 款 1 項 1 目予備費、財源の調整によるものでございます。

なお11ページについては、給与費明細書を載せてございますので、後ほどご覧になっていただきたいと思ひます。

説明については以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 5 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第24、議案第24号、令和 5 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書につきましては52ページになります。

説明は、議案第24号別紙でご説明を申し上げます。

令和 5 年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

第 1 条は歳入歳出予算の補正についてで、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,570万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億3,608万6,000円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正についてでございます。

4 ページでご説明を申し上げます。

第 2 表の地方債の補正についてです。

特定環境保全公共下水道事業債の限度額3,490万円から2,300万円を減額し、1,190万

円とするものでございます。

流域下水道事業債1,420万円から200万円を減額し、1,220万円とするものでございます。

続きまして、7ページの事項別明細書で内容等についてご説明を申し上げます。

初めに歳入でございます。

1款1項1目下水道事業負担金14万8,000円の増です。

1節公共下水道費受益者負担金につきましては、海老沢・糸繰地区開発のほか、見込みによるものとなっております。2節維持管理負担金につきましては、糸繰ポンプ場の大和町からの負担金となっております。

2款2項1目手数料5万円の増は見込みによるものです。

3款1項1目不動産売払収入977万4,000円の減につきましては、国道4号拡幅関連の下水道管移設工事に係る国からの補償費の減額で、当初示されておりました工事計画の見直しによるものとなっております。

4款1項1目一般会計繰入金101万4,000円の減です。歳入歳出調整によるものです。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目雑入11万6,000円の減は、ふるさと祭り、下水道コーナー設置に係る下水道協会からの補助金分の補正となっております。

7款1項1目下水道事業債2,500万円の減。

1節特定環境保全公共下水道事業債につきましては、国道4号関連下水道管移設工事に係る減額となります。2節流域下水道事業債につきましては、確定によるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてです。

1款1項1目総務管理費304万1,000円の減です。

こちらは人件費の補正と、10節需用費につきましては、印刷製本費の補正、12節委託料につきましては見込みによるものです。18節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川流域下水道維持管理負担金見込みによるものとなっております。

2目環境管理費372万1,000円の減です。

10節需用費につきましては、電気料の減額です。12節委託料につきましては、事業の見込みによるものとなっております。14節工事請負費につきましては、確定によるもの

となっております。

次のページをお願いいたします。

2項1目公共下水道建設費2,702万3,000円の減です。

こちらは人件費の補正と、14節工事請負費につきましては、国道4号拡幅関連の下水道管移設工事に係る工事費の減額となっております。

2目流域下水道建設費201万4,000円の減につきましては、流域下水道建設負担金確定によるものとなっております。

2款1項2目利子9万3,000円の増につきましては、確定によるものとなっております。

次のページ以降に給与費明細書をつけておりますので、ご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第25号 令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第25、議案第25号、令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 議案第25号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第25号別紙、令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,503万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,645万6,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料の減額は、保険料徴収見込みによるものでございます。

3款1項1目介護給付費負担金から次のページをお開きいただきまして、第2項6目保険者努力支援交付金までは、いずれも給付費、地域支援事業等事業の見込みによる計上でございます。

4款1項1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業交付金は、給付費、対象事業費等の見込みに伴う計上でございます。

次のページをお開き願います。

5款1項1目介護給付費負担金から3項3目地域支援事業交付金（包括的支援事業（社会保障充実分））についても、給付費、対象事業費等の見込みに伴う計上でございます。

9ページをお開き願います。

7款1項1目介護給付費繰入金は、一般会計の給付費負担分の減額で、2目その他一般会計繰入金から4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、事業等の見込みに伴う増減でございます。

5目低所得者保険料軽減繰入金は、保険料軽減補填分でございます。

6目地域支援事業繰入金（包括的支援事業（社会保障充実分））は、事業費等見込みに伴う計上でございます。

10ページをお開き願います。

9款3項2目雑入は後期高齢者保険制度特別対策事業補助金で、いきいきサロンに関わる経費のうち、後期高齢者の参加者の割合に応じた補助金でございます。

歳出のほうに入ります。

11ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費、2節から4節は職員人件費分でございます。その他については事業完了見込みによる減額等でございます。

3項1目認定調査費につきましても、事業完了見込みによる減額でございます。

次のページをお開き願います。

2目認定調査会共同設置負担金は、事務組合の負担金でございます。

4項1目運営協議会費、介護保険運営委員会委員の報酬及び費用弁償でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費から、14ページ、4項1目特定入所者介護サービス等費は、年度末までの給付費等の見込みによる増減及び財源の入替え等でございます。

次のページをお開き願います。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費、財源の入替えでございます。

2項1目一般介護予防事業費、職員の共済費分でございます。

3項1目総合相談事業費、こちらは事業完了見込みによる減額でございます。

2目権利擁護事業費は、財源の入替えでございます。

3目任意事業は、紙おむつ支給事業、配食サービス事業等の事業完了見込みによる減額でございます。

16ページをお開き願います。

3款4項1目審査支払手数料は、財源の入替えでございます。

7款1項1目は予備費、こちらは財源調整でございます。

17ページは給与費明細書でございますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 1点だけ確認します。

減額、確定による減額をしての今回の補正ですけれども、歳出予備費に当初775万3,000円の予備費を700万円から追加して1,400万円にと。一般会計からの繰入れを考えますと繰入金も各目的ごとに減額はされておりますけれども、予備費に700万円から追加ということではなく、その辺繰入金との関係をさらに調整できなかった理由、予備費に置かざるを得なかった理由があれば、それだけ伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 一般会計のほうの繰入金でございますけれども、介護保険の特別会計上の予算上での繰入れということで予算計上させていただいております。最終的には年度を越えて決算が確定してから一般会計のいわゆる返還分とかそういったものを

計算するようになるようになります。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） そのようなことで、要するに700万円から予備費に追加せざるを得なかったというその理由。その辺だけもし言えることがあれば。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 国県支払基金一般会計の繰入分全て年度越えてからの精算となりますので、一旦予備費のほうに繰り入れさせていただいて、一旦年度間で繰り越しさせていただきます。そこからいわゆる精算分を計算して残った分があれば基金積立てですとか、翌年度のいわゆる資金のほうに回るということになります。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第26号 令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第26、議案第26号、令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書は54ページになります。

説明は議案第26号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてで、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ169万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,727万3,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正についてでございます。

4ページでご説明を申し上げます。

第2表地方債の補正でございます。

合併処理浄化槽整備事業債の限度額710万円から50万円を減額し、660万円とするもの
でございます。

続きまして、事項別明細書でご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

初めに歳入についてでございます。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金と2款1項1目合併処理浄化槽使用料50万円の増
につきましては、見込みによるものとなっております。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金77万4,000円の減につきましては、事業費確
定によるものとなっております。

4款1項1目一般会計繰入金79万3,000円の減につきましては、歳入歳出調整による
ものとなっております。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目下水道事業債50万円の減につきましては、事業費確定によるものとなっ
ております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費39万6,000円の減です。それぞれ事業費確定並び
に見込みによるものとなっております。

2目合併処理浄化槽建設費136万4,000円の減です。

工事費の減額で見込みによるものとなっております。

2款1項2目利子6万2,000円の増につきましては、確定によるものとなっております。

次のページ以降、給与費明細書をつけておりますので、ご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第27号 令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第27、議案第27号、令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（佐野克彦君） それでは議案書は55ページ、説明については議案第27号別紙にてご説明申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。

令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正の規定でございます。

内容でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,604万2,000円とするものでございます。

内容については事項別明細にてご説明申し上げますので、6ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料94万円の増。

2目普通徴収保険料、現年分と滞繰分でございますが、徴収見込みによるものでございます。

3款1項1目事務費繰入金10万2,000円の増、人件費、事務費等の確定によるものでございます。

続きまして歳出でございます。

1款1項1目一般管理費2,000円の減。人件費の増減でございます。

2 項 1 目徴収費、7 節の報償費でございますけれども、納税貯蓄組合の報償金10万4,000円の増でございます。

次のページ、8 ページでございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金237万7,000円の増、特別徴収、普通徴収、滞繰分それぞれ合計いたしまして237万7,000円の増でございます。

9 ページについては給与費明細書を添付してございます。後ほどご覧になっていただきたいと思っております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 5 年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第28、議案第28号、令和 5 年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書は56ページになります。

説明は議案第28号別紙でご説明を申し上げます。

令和 5 年度大衡村水道事業会計補正予算（第 4 号）でございます。

第 1 条は総則についてで、令和 5 年度大衡村水道事業会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

第 2 条は収益的収入及び支出について定めたもので、令和 5 年度大衡村水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入第 1 款水道事業収益 2 億4,704万9,000円に774万2,000円を追加し、2 億5,479万

1,000円とするものでございます。

支出第1款水道事業費用2億3,608万3,000円に5万9,000円を追加し、2億3,688万9,000円とするものとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条は資本的収入及び支出について定めたもので、予算第4条本文括弧書き中「過年度損益勘定留保資金1億8,524万2,000円」を「過年度損益勘定留保資金9,913万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入第1款資本的収入9,539万6,000円に434万2,000円を追加し、9,973万8,000円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出2億8,063万8,000円から8,176万1,000円を減額し、1億9,887万4,000円にするものでございます。

内容につきましては予算説明書でご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

初めに資本的収入及び支出の収入についてでございます。

1款1項3目その他営業収益13万3,000円の増につきましては、手数料見込みによるものとなっております。

2項3目水道加入金770万の増につきましては、見込みによる補正で、海老沢・糸繰地区の住宅団地開発などが主な要因となっております。

6目長期前受金戻入9万1,000円の減につきましては、確定によるものです。

次のページをお願いいたします。

支出についてです。

1款1項1目原水及び浄水費80万円の増につきましては、見込みによるものとなっております。

2目配水及び給水費13万円の減につきましては、説明記載それぞれ見込みによるものとなっております。

4目総係費77万6,000円の減につきましては、人件費の補正と手数料は見込みによるものとなっております。

5目減価償却費33万8,000円につきましては、確定によるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

3項1目過年度損益修正損50万3,000円につきましては、不納欠損見込み5名分となっております。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目開発負担金222万2,000円の増です。見込みによる補正で、海老沢・糸繰地区開発等に係る負担金が主な要因となっております。

2項1目工事負担金7,000万円の増です。

国道4号拡幅関連及び県道石巻鹿島台色麻線歩道整備事業に伴う水道管移設工事に係る国及び県からの補償金分の補正となります。

3項1目企業債6,788万円の減です。

こちらは国道4号拡幅関連水道管移設事業に伴う補正で、事業費及び補償費見込みに伴う補正となっております。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。

1款1項2目配水及び拡張費8,176万4,000円の減です。

工事費と委託料の補正となっております。国道4号拡幅関連水道管移設事業及び県道石巻鹿島台色麻線歩道整備事業の見込みに伴う補正となっております。

次のページ以降、給与費明細書をつけております。ご覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第29号 令和6年度大衡村一般会計予算を定めることについて

日程第30 議案第30号 令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第31 議案第31号 令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

とについて

日程第32 議案第32号 令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めること
について

日程第33 議案第33号 令和6年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

日程第34 議案第34号 令和6年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて

議長（高橋浩之君） ここでお諮りいたします。日程第29、議案第29号、令和6年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第30、議案第30号、令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第31、議案第31号、令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第32、議案第32号、令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第33、議案第33号、令和6年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、日程第34、議案第34号、令和6年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて、以上の6件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、日程第29、議案第29号から日程第34、議案第34号までの6件の議案を一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 各議案についてそれぞれ説明を求めます。なお、説明は概要、要点についてのみ簡潔に説明願います。

企画財政課長、一般会計の説明をお願いします。

企画財政課長（残間文広君） それでは、令和6年度の一般会計の予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをご覧くださいと思います。

令和6年度大衡村一般会計の予算は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算に係る規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ46億5,000万円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為に係る規定で、第2表でご説明申し上げます。

第3条は、地方債に係る規定で、第3表でご説明申し上げます。

第4条は、一時借入金の最高額を3億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算の流用に係る規定となっております。

7ページをご覧いただきたいと思います。

第2表債務負担行為でございます。今般、6件の債務負担行為の設定をさせていただきたいと存じます。

1件目につきましては、限度額を170万円と定めるものです。

2件目の事業につきましては、限度額を200万円と定めるものでございます。

3件目の事業につきましては、限度額を70万円と定めるものです。

4件目の事業につきましては、限度額を1,400万円と定めるものです。

5件目につきましては、限度額を記載のとおりと定めるものでございます。

6件目につきましては、限度額を470万円と定めるものでございまして、6件合わせまして2,310万円を限度額と定めるものでございます。

次に8ページをご覧いただきたいと思います。

第3表地方債の係るものでございます。

起債5件ございまして、1件目の公共事業等債につきましては限度額3,000万円。

2件目の緊急自然災害防止対策事業債につきましては、1億1,730万円。

緊急しゅんせつ推進事業債につきましては、9,170万円。

4件目の辺地対策事業債につきましては、4,140万円。

5件目の臨時財政対策債につきましては、1,780万円。

合わせまして、2億9,820万円と限度額を定めるものでございます。

次に、9ページをご覧いただきたいと思います。

内容につきましては事項別明細でご説明いたします。

まず歳入です。

1款村税は前年度比4.8%の増で、内訳は固定資産税、たばこ税で増額、個人村民税で定額減税のための減額となっております。

2款地方譲与税から10款国有提供施設等所在市町村助成交付金までにつきましては県からの通知などによる計上としております。

11款地方特例交付金は、個人住民税の定額減税分の補填もあり、前年度比で528.1%の増となっております。

12款地方交付税は昨年度と同額にして計上しております。

14款分担金及び負担金は、大瓜テレビ共同受信施設整備事業分担金により前年度比で

313.8%の増となっています。

飛びまして、16款国庫支出金は前年度比3.5%減で、負担金ではコロナ感染症予防事業負担金の減、補助金では社会資本整備総合交付金事業を令和5年度で前倒し施行による減と、給食センター整備事業の完了による減が主なものです。

17款県支出金は4.5%の増で、ため池救助ネット設置工事に対する農村地域防災減災事業費補助金の増、河川堤防除草委託金の増が主なものです。

続きまして、19款寄附金につきましてはふるさと寄附金の増を見込んでおります。

20款繰入金は、給食センター整備事業終了に伴い前年度比で28.5%の減でございます。

22款諸収入は、後期高齢者広域連合からの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託料などにより、前年度比30.1%の増となっております。

23款村債は、前年度比5.4%の増となっております。

歳入合計につきましては46億5,000万円です。

次に、10ページをお願いいたします。

歳出です。

1款議会費9,027万6,000円でございます。

2款総務費は、総務人件費、コンピューター管理費、法規管理費、村史編さん事業、財政管理費、会計管理費、庁舎管理費、普通財産管理費、大衡ふるさと祭り費の増、庁用自動車管理費、企画総務費、演習場対策費の減などにより、全体で対前年度比4.6%の減となっております。

3款民生費は社会福祉総務費、後期高齢者医療事業、障害者地域生活支援事業、万葉すくすく子育てサポート事業、子ども・子育て支援事業、障害児通所支援事業の増、国民健康保険事業、介護保険事業、児童手当支給事業の減などにより全体で対前年比3.4%の増となっています。

4款衛生費につきましては、予防接種事業、環境衛生事業、し尿、ごみ処理に係る黒川行政の負担金の増、新型コロナウイルスワクチン接種事業、合併処理浄化槽設置推進事業の減などにより、対前年で0.5%の増となっております。

なお、これまで黒川病院に係る負担金を公営企業補助金として計上しておりましたが、性質上負担金が適切であろうということから、令和6年度から補助金ではなく公営企業負担金として計上しております。

5款農林水産業費につきましては、31.7%の増で、農業用施設維持管理費のため池救

助ネット設置工事が主な増額要因です。

6款商工費は、企業立地奨励金により88.2%の増です。

7款土木費は70.7%の増で、道路台帳整備、尾西2号線、平場線側溝改修、五反田団地線、沓掛団地線、橋梁維持工事、河川維持管理委託、河川土砂しゅんせつ事業、都市計画マスタープラン更新業務、キャンプ場トイレ工事、下水道会計の公営企業補助金の増が主な要因です。

8款消防費は7.5%の増で、黒川行政の負担金が主な増額要因です。

9款教育費は55.8%の減で、給食センター整備事業の完了が主な要因です。

10款災害復旧費は75%の減で、排水処理施設改修計画の見直しが主な減額要因です。

続きまして、13款予備費1,716万3,000円。

歳出合計も歳入と同額46億5,000万円です。

予算書飛びまして103ページから110ページまでは給与費の明細書となっております。

111ページから115ページまでは、債務負担行為の一覧表です。

116ページにつきましては、地方債関係の調書ですので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

一般会計につきましては以上でございます。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長、介護保険会計の説明をお願いします。

健康福祉課長（金刺隆司君） ではご説明いたします。

予算書144ページをお開き願います。

令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億2,500万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の規定で、一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用規定で人件費の流用に関して定めるものでございます。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、150ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、保険料の1か月分を6,600円として被保険者数1,700人で算出しております。

2 款使用料及び手数料は、督促手数料分として科目設定でございます。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金、1 節現年度分は、給付費見込額に法定負担率、施設サービス費分15%、その他サービス分20%相当で算出しております。

次のページをお開き願います。

2 項 1 目調整交付金は、調整基準給付費見込額の交付見込率4.03%で計上しております。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、4 目地域支援事業交付金（包括的支援事業（社会保障充実分））の現年分につきましては、対象事業経費に対するそれぞれの法定負担率に基づき計上しております。

5 目保険者機能強化推進交付金、6 目保険者努力支援交付金につきましては、前年度実績に基づき計上でございます。

次のページをお開き願います。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金、現年度分、2 目地域支援事業交付金の現年度分につきましては、給付見込額に法定負担率27%で計上しております。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金、1 節現年度分は、給付見込額に法定負担率の施設サービス分17.5%、その他サービス分12.5%で計上しております。

2 項財政安定化基金支出金につきましては、科目設定でございます。

3 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活総合事業）、次のページをお開き願います。2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業（社会保障充実分））の県の補助金でございますが、対象事業経費に対する法定負担率で計上しております。

6 款財産収入は、介護保険給付費準備基金の利子相当分の計上でございます。

7 款 1 項一般会計繰入金でございますが、1 目から154ページの6 目までにつきましては、介護保険事業計画に基づく給付費及び事業費の法定負担分、職員 1 名分の人件費及び事業費分を計上しております。

7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金でございます。

155ページをお開き願います。

8 款 1 項 1 目繰越金から9 款 1 項 2 目、こちらは科目設定でございます。

2 項雑入、1 目、3 目は、科目設定でございます。

2目については、前年の実績により計上しております。

156ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、主なものは2節から4節までは、職員1名分の人件費、13節使用料及び賃借料は介護保険事業所の台帳管理システム使用料等でございます。

次のページをお開き願います。

2項1目賦課徴収費の主なものは、10節需用費、納付書等の印刷費、13節使用料及び賃借料は、コンビニ収納システムのレンタル料でございます。

2目7節報償費は、保険料完納奨励金でございます。

3項1目認定調査費は、介護認定調査費等経費で、年間320件分を計上しております。

次のページをお開き願います。

2目認定審査会共同設置負担金は、黒川地域行政事務組合への介護保険審査会に関わる負担金でございます。

4項1目運営協議会費、介護保険運営協議会に関わる経費でございます。

2款1項介護サービス等諸費から160ページ、4項特定入所者介護サービス等費までの保険給付費につきましては、第9期介護保険計画で定めました給付見込額を計上しております。

161ページをお開き願います。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、サービス利用に関わる国保連支払分となっております。

2目総合事業費精算金につきましては、科目設定でございます。

2項1目一般介護予防事業費は、保健師1名分の人件費でございます。

162ページをお開き願います。

3項1目総合相談事業費は、地域包括支援センターの運営業務に関わる委託料でございます。

地域のケアマネジメントを総合的に行うための介護予防ケアマネジメントや総合相談包括的支援事業等に関わる経費でございます。

2目権利擁護事業費につきましては、成年後見人制度に支援に充てる経費でございます。

3目任意事業、主なものは、12節人件費、配食サービス、介護者の集い等の経費で、

19節扶助費は、紙おむつ支給事業に関わる経費でございます。

4項1目支払審査手数料は、支払い機関への支払い分でございます。

次のページをお開き願います。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、科目設定でございます。

5款公債費、次のページ、6款諸支出金につきましても、科目設定でございます。

7款予備費は、財源調整でございます。

165ページから172ページまでは、給与費明細書となっております。

173ページは、5年度に設定いたしました債務負担行為に関わる調書となっておりますのでご確認いただきたいと存じます。

以上説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） ここで休憩をいたします。

再開を15時35分といたします。

午後3時22分 休 憩

午後3時35分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長、国保会計、後期高齢会計の説明をお願いします。

住民生活課長（佐野克彦君） それでは私のほうから国保会計と後期高齢者の医療会計のほうについて説明申し上げます。

給与費明細については、後ほどご覧になっていただきたいと思いますので説明を申し上げます。

まずもって、国保会計でございます。

117ページでございます。

議案第30号でございますけれども、令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億6,800万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の規定でございまして、一時借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

第3条については、歳出予算の流用で人件費の流用の関係でございます。

続きまして、123ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節から3節までについては収納率90%で算定しているものでございます。

4節から6節につきましては、昨年度と同額計上でございます。

2款1項1目督促手数料3万円でございます。昨年度と同額計上でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金でございます。

普通交付金については1,480万円の増、特別交付金については60万円の増で、特別交付金については保険者努力支援分、特別調整交付金分、県繰入金分等が含まれているものでございます。

4款1項1目利子及び配当金5,000円の計上でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、1節、2節については、昨年度と同額計上でございます。3節についても同じでございます。4節職員給与費等繰入金1,156万5,000円の計上でございます。あとは5節の出産育児一時金等繰入金、村負担を3分の2で50万円、250万円の5人分、250万円の3分の2の計上でございます。6節の財政安定化資金事業繰入金550万円。令和5年度算定額の80%を見込んでの計上でございます。7節につきましては科目設定でございます。

2項1目財政調整繰入金3,000万円でございます。昨年と同額計上でございます。

6目も同じ繰越金同額計上でございます。

7款1項1目延滞金3万円は科目設定でございます。

7款2項1目一般被保険者第三者納付金12万円の計上でございます。

一般被保険者返納金及び雑入については、科目設定となるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございます。

2節から4節は人件費、あとは主なものでございますけれども12節委託料128万5,000円でございますけれども、これにつきましては国保データベースシステムの保守及び国保連合会へのシステム運用委託金が主なものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2目連合会負担金、18節の負担金補助及び交付金50万円ですが、これにつきましては説明記載のとおり国保連合会への負担金でございます。

2 項 1 目賦課徴収費184万5,000円でございます。

主なものでございますけれども、印刷製本費でございますが、納付書や納税通知書の印刷製本費が主なものでございます。

2 目納付奨励費128万円の計上でございますけれども、報償金といたしまして納税組合への報奨金が主なものでございます。

3 項 1 目運営協議会費18万2,000円の計上でございます。

国保運営協議会に係る報酬及び旅費の費用弁償の計上でございます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者等療養給付費 3 億4,000万円。前年比8,000万円の増、一般被保険者療養費280万円の計上でございます。

3 目支払審査手数料110万円でございます。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費5,300万円、療養給付費と高額療養費、両方とも計上というか昨年より多く計上してございますけれども、これにつきましては1人当たりの給付費というんでしょうかね。療養費が増加しているためでございます。

2 項 2 目一般被保険者高額介護合算療養費10万円の計上でございます。

3 項 1 目一般被保険者移送費 1 万円の計上でございます。

4 項 1 目出産育児一時金。

2 目審査支払手数料でございます。

まず、出産育児一時金については、50万円の5件分で見ているものでございます。それぞれ250万円でございます。

5 項 1 目葬祭費50万円の計上でございますけれども、5万円の10名分で見ているものでございます。

6 項 1 目疾病手当金でございます。10万円でございますけれども、科目設定というような形になるものでございます。

3 款 1 項 1 目一般被保険者等医療給付分ということで、8,959万1,000円、本算定によるものでございます。

後期高齢者支援金分でございますけれども、これにつきましても本算定による負担金補助及び交付金の計上でございます。

続きまして、132ページでございます。

3 項 1 目介護納付金、これについても本算定によるものでございます。

4 款 1 項 1 目保健衛生普及費でございますけれども、1 節から 4 節までにつきまして

は人件費相当、会計年度任用職員の人件費等でございます。あとは主なものでございませうけれども、12節委託料でございますが、事務業務委託料、医療費等の通知の事務委託料でございます。

2目疾病予防費でございます。20万5,000円でございますが、そのうちの主なものでございませうけれども、委託料20万円でございますが、脳ドックの委託料で1万円掛ける20名分ということでの予算計上でございます。

2項1目特定健康診査等事業費でございます。これにつきましては、まず1節の報酬でございますけれども、会計年度任用職員報酬保健指導受付の2名分を見ているものでございます。あと主なものでございますが、12節の委託料でございますが、特定健診及び保健指導の委託になるものでございます。

5款1項1目6,000円、積立金でございます。

6款1項1目利子、一借の利子分を予算計上しているものでございます。

7款1項1目一般被保険者等保険税還付金60万円から5目の特定健康診査等負担金償還金については、科目設定でございます。

8款1項1目予備費につきましては、財源の調整になるものでございます。

続きまして、後期高齢者医療会計でございます。

174ページをお開き願いたいと思います。

それでは、議案第32号でございますけれども、令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,400万円と定めるものでございます。

第2条につきましては、歳出予算の流用規定でございまして、職員の人件費の流用の規定でございます。

内容について、事項別明細にてご説明申し上げます。

179ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目特別徴収保険料2,460万3,000円の計上でございます。被保険者数658名を見込んでの部分でございます。普通徴収保険料1,535万円、収納率98%で計上でございます。

2款1項1目証明手数料、2目督促手数料については、科目設定によるものでございます。

3款1項1目事務費繰入金666万8,000円でございます。人件費プラス事務費で予算計上しているものでございます。

2目保険基盤安定繰入金1,733万円。均等割軽減分を県4分の3と村4分の1で負担するものでございます。

次のページ、180ページでございます。

4款1項繰越金から5款4項雑入については科目設定でございます。

続きまして、182ページでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費504万3,000円。

2節から4節は職員1名分の人件費でございます。

2項1目徴収費でございますけれども、主なものでございますが10節の需用費89万4,000円、印刷製本費でございますけれども、保険料等の決定通知書、封筒、納付書等々の印刷費でございます。あとは13節使用料及び賃借料33万円、コンビニ収納システムソフトのレンタル料でございます。

2款1項1目後期高齢者広域連合納付金5,667万9,000円。特別徴収普通徴収分、保険基盤安定負担金等の部分でございます。

次のページ、184ページでございます。

3款1項1目保険料還付金、還付加算金と2項の繰出金については、科目設定の部分でございます。

4款1項1目予備費、財源の調整となるものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。水道、下水道会計の説明をお願いします。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、予算書190ページをお願いいたします。

議案第33号、令和6年度大衡村水道事業会計予算についてでございます。

第1条は、総則について定めたもので、令和6年度大衡村水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条は、業務量の予定量を次のとおり定めたものでございまして、（4）主な建設改良事業といたしまして、国道4号上水道管支障移転事業を予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出について定めたもので、収入の第1款水道事業収益2億4,190万7,000円。支出第1款水道事業費用2億3,808万円をそれぞれ計上しておりま

す。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出について定めたもので、収入の第1款資本的収入2億8,340万5,000円。支出の第1款資本的支出3億1,855万8,000円をそれぞれ計上しており、不足する額3,515万3,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条は、企業債について定めたもので、水道事業を建設改良といたしまして、限度額6,360万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金について定めたもので、限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費及び金額の流用について定めたものです。

第8条は、議会の議決を得られなければ流用することができない経費について定めたものでございます。

次のページをお願いいたします。

第9条は、他会計からの補助金について定めたもので、記載の3項目に係る補助金といたしまして、合計871万円を計上するものでございます。

続きまして、令和6年度の当初予算の主な要点につきまして、実施計画でご説明を申し上げます。

ページ、195ページをお願いいたします。

初めに収益的収入及び支出の収入の部でございます。

1款の水道事業収益、1項営業収益、主なものといたしましては、1目の給水収益、水道使用料が主なものとなっております。

2項の営業外収益の主なものといたしましては、2目の他会計補助金といたしまして、高料金対策補助金、会計システム導入補助金、公営住宅の個別検針に係る補助金分となっております。

6目長期前受金戻入につきましては、2,578万3,000円を計上しております。

3項特別利益につきましては、科目設定となっております。

ページ飛びまして197ページをお願いいたします。

支出の部です。

1 款の水道事業費用、1 項の営業費用の主なものとしたしましては、1 目原水及び浄水費は大崎広水からの取水費となっております。

2 目の配水及び給水費につきましては、令和 6 年度衡東及び平場の配水池の不断水清掃点検業務と水道台帳の作成業務費用を計上しております。

4 目の総係費につきましては、職員の人件費と令和 6 年度は経営戦略の改定業務費用を計上しております。

2 項の営業外費用につきましては、支払利息及び消費税の費用をそれぞれ計上しております。

3 項特別損失につきましては、科目設定となっております。

次に、ページ飛びまして 199 ページ、資本的収入及び支出の収入についてでございます。

1 款資本的収入につきましては、開発負担金は科目設定です。

2 項の工事負担金につきましては、国道 4 号の上水道管支障移転事業費についての国からの補償費を計上しております。

3 項の企業債につきましては、国道 4 号の上水道管支障移転業務に充てる起債を計上しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

支出の部です。

1 款資本的支出の 1 項建設改良費の主なものとしたしましては、2 目の配水設備拡張費といたしまして、国道 4 号の支障移転事業分、それと仙台三本木線の歩道整備に伴う水道管の移設に係る設計費用について、それぞれ計上しているものでございます。

2 項の企業債償還金につきましては、令和 5 年度末現在の償還元金 1 億 3,685 万 5,000 円分に係る起債の償還元金を計上しているものでございます。

次のページ以降にキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、損益計算書をつけておりますので、ご覧いただければと存じます。

また、216 ページから予算説明書ということで、詳細の部分を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

水道会計につきましては以上となります。

続きまして、下水道会計について 224 ページをお願いいたします。

議案第 34 号の下水道会計予算についてでございます。

この下水道会計につきましては、令和6年度から公営企業会計へ移行することになっておりまして、これからご説明いたします予算につきましては、下水道事業と戸別合併処理浄化槽事業を合わせた予算となっておりますのでよろしくお願いいたします。

第1条は、総則について定めたもので、令和6年度大衡村下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量について定めたもので、配水戸数、年間処理水量、1日平均配水量、それぞれ記載のとおり定めております。

また(4)の主要な建設改良事業といたしまして、国道4号下水道管支障移転事業と、吉田川流域建設負担金を予定しているものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出について定めたもので、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものでございます。

なお、営業費用中委託料154万円の財源に充てるため、企業債140万円を借り入れるものでございます。

収入の第1款下水道事業収益と支出の第1款下水道事業費用、それぞれ3億5,000万円とするもので、下水道事業と浄化槽事業のそれぞれの内訳といたしまして、下水道事業分が3億200万円、浄化槽事業分が4,800万円として計上しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出について定めたもので、収入の第1款資本的収入と支出の第1款資本的支出、それぞれ1億9,414万2,000円とするもので、内訳といたしましては、下水道事業分が1億8,557万5,000円、浄化槽事業分が856万7,000円を計上しているものでございます。

第4条の2につきましては、特例的収入及び支出について定めたもので、地方公営企業法施行例第4条第4項に規定による当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,530万円及び570万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為について定めたもので、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第6条は企業債について定めたもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりとなっております。

次のページをお願いいたします。

第7条は、一時借入金について定めたもので、限度額を1億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について規定したものでございます。

第9条は、議会の議決を得られなければ流用することができない経費について定めたものでございます。

第10条は、他会計からの補助金について規定したもので、下水道事業の経営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1億8,512万5,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

下水道会計に係る重要な会計方針に関する事項に関する注記を記載しております。

1の固定資産の減価償却方法といたしましては、記載のとおり定額法とするものでございます。

2の引当金の計上方法でございますが、(1)の退職給付引当金につきましては、一般会計が全て負担しているため計上しておりません。

(2)の賞与引当金、法定福利引当金につきましては、当該年度末における支給見込額に基づきまして、翌年度の支給見込みのうち当該年度負担に属する金額を計上しているものでございます。

その他の会計に関する書類のための基本となる重要な事項といたしまして、(1)消費税及び地方消費税の会計処理につきましては、決算報告書は税込み処理方式、財務諸表につきましては税抜き処理方式によっているものでございます。

4番の予定貸借対照表でございます。

(1)の企業債の償還に関わる他会計の負担といたしまして、貸借対照表に計上されております企業債、このうち他会計に負担すると見込まれる額は8,464万2,193円でございます。

5のセグメント情報の開示でございます。

下水道会計につきましては、下水道事業及び浄化槽事業を運営しております。各事業で運営方針を決定していることから、下水道事業及び浄化槽事業の2つの報告セグメントとしているものでございます。

次に、当初予算の主な予定につきまして実施計画でご説明申し上げます。

229ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入の部、1款水道事業収益につきましては、先ほど申し上げましたとおり内訳といたしまして、下水道事業3億200万円、浄化槽事業4,800万円の内訳で、合わせて3億5,000万円を計上しているものでございます。

1項の営業収益の主なものといたしまして、1目の下水道使用料につきましては下水道使用料1億320万円、浄化槽使用料1,796万5,000円を計上しているものでございます。

3目の他会計負担金につきましては、雨水処理に係る経費分、基準内負担金を計上しております。

2項の営業外収益の主なものといたしまして、2目の他会計補助金につきましては、不明水処理経費、村営住宅個別検針研修分、分流式下水道経費、流域下水道建設費のほか、基準外繰入分として2,972万6,000円を含めた補助金を計上しております。

4目の補助金につきましては、下水道全体計画変更業務、雨水管理総合計画策定業務、浸水シミュレーション作成業務、雨水全体計画策定業務に係る国庫補助金を計上しております。

5目の長期前受金戻入につきましては、企業会計化に伴いまして新たに科目化されるものでございまして、これまで整備した施設につきまして順次試算化するため計上するものでございます。

次にページ飛びまして、231ページをお願いいたします。

支出の部です。

1款下水道事業費用、1項の営業費用の主なものといたしましては、1目環境管理費につきましては、下水道事業に係る経費で、人件費、維持管理経費のほか、下水道全体計画変更業務、雨水全体計画変更業務などを計上しております。

2目浄化槽費につきましては、浄化槽事業に係る経費で、人件費や維持管理経費などとなっております。

3目総係費につきましては、下水道使用料徴収委託費、会計支援業務、経営戦略の改定支援業務などの費用を計上しております。

4目流域下水道維持管理負担金につきましては、吉田川流域維持管理負担金分を計上しているものでございます。

5目の減価償却費につきましては、公営企業化に伴いまして新たに生じる支出科目となっております。整備済み資産を順次減価償却するもので、内訳は、下水道施設分が1億4,318万円、浄化槽施設分は587万8,000円となっております。

営業外費用につきましては、支払い諸費及び消費税分となっております。

3の特別損失につきましては、職員の過年度賞与引当金の繰入分と消費税の過年度申告分に係る経費を計上しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

予備費につきましては、306万9,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてです。

収入の部といたしまして、1款資本的収入の内訳といたしましては、下水道会計分が1億8,557万5,000円、浄化槽会計分が856万7,000円となっております。

1項の企業債につきましては、国道4号関連の下水道管移設事業費、流域下水道の負担金、浄化槽設置工事費に係る起債となっております。

2項の他会計補助金につきましては、企業債償還元金及び流域下水道建設負担に係る経費についてと、基準外といたしまして1億130万2,000円を計上しております。

3項の国庫補助金につきましては、下水道事業分が半導体関連の企業進出に係る下水道設計業務分を、浄化槽事業分といたしましては、浄化槽設置工事に係る国庫補助金分を計上しております。

4項の負担金につきましては、下水道受益者負担金の科目設定と、浄化槽の受益者分負担金5基分を計上しております。

5項の工事負担金につきましては、国道4号の拡幅関連、下水道管移設工事に係る国からの補償費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

支出の部です。

1款資本的支出、1項建設改良費につきましては、1目管渠費といたしまして国道4号拡幅関連の下水道管移設工事費分と、半導体関連企業進出に伴う下水道設計業務費を計上しております。

2目の浄化槽費につきましては、浄化槽設置工事5基分を計上しております。

2項の企業債償還元金につきましては、下水道事業分といたしまして9,318万2,000円、浄化槽事業分といたしまして273万円をそれぞれ計上しております。

次ページ以降、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為調書、貸借対照表を添付しております。

また、246ページ以降に予算説明書として、節までの予算内訳を記載した資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） お諮りします。ただいま議題となっております令和6年度大衡村各種会計予算6件の議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、令和6年度大衡村各種会計予算6件の議案については、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました6件の議案については、会議規則第46条第1項の規定により、来る3月15日まで審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の審査は来る3月15日まで終了するよう期限をつけることに決定しました。

ここで、予算審査特別委員会において、委員長、副委員長を選任していただくため、暫時休憩をいたします。

再開は、委員長、副委員長が決定次第、開きます。

午後4時08分 休 憩

午後4時16分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。委員長に細川運一君、副委員長に赤間しづ江さんが選任されました。

ここでお諮りします。予算審査特別委員会並びに議案調査のため、3月8日から3月14日までの7日間を休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、3月8日から3月14日までは休会することに決定しました。

なお、3月15日の会議は予算審査特別委員会終了後に開会することといたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後4時17分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員